日進市地域防災計画

＜地震災害対策計画＞

〔令和２年２月〕

日進市防災会議

目　　次

第１編　総　　則

第１章　計画の目的 ･･････････････････････････････････････ **1-1**
第１節　計画の目的 ･･････････････････････････････････････ 1-1
第２節　計画の性格 ･･････････････････････････････････････ 1-1
第３節　計画の構成 ･･････････････････････････････････････ 1-3
第４節　地域防災計画の作成又は修正 ･･････････････････････････ 1-3
第２章　日進市の特質と災害要因 ･･････････････････････････ **1-4**
第１節　自然的条件 ･･････････････････････････････････････ 1-4
第２節　社会的条件 ･･････････････････････････････････････ 1-5
第３節　土地利用の変遷 ･･････････････････････････････････ 1-5
第３章　地震の被害想定 ･･････････････････････････････････ **1-6**
第１節　南海トラフ地震の被害予測 ･･････････････････････････ 1-6
第２節　内陸型地震の被害予測 ･･････････････････････････････ 1-8
第４章　基本理念及び重点を置くべき事項 ･･････････････････ **1-9**
第１節　防災の基本理念 ･･････････････････････････････････ 1-9
第２節　重点を置くべき事項 ･･････････････････････････････ 1-10
第５章　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 ･･････ **1-12**
第１節　実施責任 ･･････････････････････････････････････ 1-12
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 ･･････････････････････ 1-12

第２編　災害予防計画

第１章　防災協働社会の形成推進 ･･････････････････････････ **2-1**
第１節　防災協働社会の形成推進 ･･････････････････････････ 2-1
第２節　自主防災組織・ボランティアに関する計画 ･･････････････ 2-3
第３節　企業防災の促進 ･･････････････････････････････････ 2-6
第２章　防災訓練及び防災意識の向上 ･･････････････････････ **2-8**
第１節　防災訓練の実施 ･･････････････････････････････････ 2-8
第２節　防災知識の普及 ･･････････････････････････････････ 2-10
第３章　避難対策 ･･････････････････････････････････････ **2-12**
第１節　避難に関する計画 ･･････････････････････････････････ 2-12
第２節　必需物資の確保対策 ･･････････････････････････････ 2-17
第４章　避難行動の促進対策 ･･････････････････････････････ **2-18**
第１節　気象警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備 ･････････ 2-18

第２節　緊急避難場所及び避難道路の指定等 ･････････････････････････ 2-18
第３節　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 ･････････････････････ 2-19
第４節　避難誘導等に係る計画の策定 ･････････････････････････････････ 2-20
第５節　避難に関する意識啓発 ･･ 2-21
第５章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ･････････････････････ 2-23
第１節　避難所の指定・整備 ･･ 2-23
第２節　要配慮者支援対策 ･･ 2-25
第３節　帰宅困難者対策･･･ 2-29
第６章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 ･･････ 2-30
第７章　都市防災化計画 ･･･ 2-36
第８章　液状化対策・土砂災害等の予防 ･･････････････････････････････ 2-37
第９章　建築物等の安全化 ･･･ 2-40
第１節　建築物の耐震推進 ･･ 2-40
第２節　公共施設安全確保整備計画 ････････････････････････････････････ 2-42
第３節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 ･････････････････ 2-44
第４節　文化財の保護 ･･ 2-48
第１０章　火災予防・危険性物質等の防災対策 ･････････････････････ 2-49
第１節　火災予防対策計画 ･･ 2-49
第２節　危険性物質等防災計画 ･･ 2-50
第１１章　広域応援体制の整備 ･･････････････････････････････････････ 2-51
第１節　広域応援体制の整備 ･･ 2-51
第２節　救護隊等による協力体制の整備 ････････････････････････････････ 2-53
第３節　支援物資の円滑な受援供給体制の整備 ･･････････････････････････ 2-53
第１２章　災害対策基金 ･･･ 2-54

第３編　災害応急対策計画

第１章　活動体制（組織の動員配備） ･････････････････････････････ 3-1
第２章　通信の運用 ･･･ 3-5
第３章　地震情報等の伝達 ･･･ 3-6
第４章　被害状況等の収集・伝達 ･････････････････････････････････････ 3-8
第５章　広報 ･･･ 3-12
第６章　避難 ･･･ 3-14
第１節　避難対策 ･･ 3-14
第２節　避難所の開設・運営 ･･ 3-16
第７章　要配慮者支援対策 ･･･ 3-19
第８章　帰宅困難者対策 ･･･ 3-21

第９章　救出 ･･････････････････････････････････････ **3-22**

第１０章　消防活動 ････････････････････････････････ **3-24**

第１節　消防活動に関する計画 ･･････････････････････････ 3-24

第１１章　医療救護・防疫・保健衛生対策 ･････････････ **3-26**

第１節　医療救護 ･･････････････････････････････････････ 3-26

第２節　防疫・保健衛生 ････････････････････････････････ 3-27

第１２章　水・食品・生活必需品の供給 ･･･････････････ **3-28**

第１節　給水 ･･ 3-28

第２節　食品の供給 ････････････････････････････････････ 3-30

第３節　生活必需品の供給 ･･････････････････････････････ 3-32

第１３章　緊急輸送対策等 ･･･････････････････････････ **3-33**

第１節　緊急輸送道路確保計画 ･･････････････････････････ 3-33

第２節　緊急輸送手段確保計画 ･･････････････････････････ 3-35

第３節　自動車運転者における措置 ･･････････････････････ 3-36

第１４章　鉄道施設・ライフライン施設の応急対策 ･････ **3-37**

第１節　鉄道施設対策 ･･････････････････････････････････ 3-37

第２節　電力施設対策 ･･････････････････････････････････ 3-39

第３節　ガス施設対策 ･･････････････････････････････････ 3-41

第４節　上水道対策 ････････････････････････････････････ 3-43

第５節　下水道等対策 ･･････････････････････････････････ 3-43

第６節　通信施設の応急措置 ････････････････････････････ 3-44

第１５章　ボランティアの受入計画 ･･･････････････････ **3-46**

第１６章　応援協力・派遣要請 ･･･････････････････････ **3-48**

第１節　広域応援の要請 ････････････････････････････････ 3-48

第２節　職員派遣の要請等 ･･････････････････････････････ 3-49

第３節　自衛隊の災害派遣 ･･････････････････････････････ 3-51

第４節　防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 ･･････････ 3-53

第５節　南海トラフ地震の発生時における広域受援 ････････ 3-53

第１７章　環境汚染防止及び廃棄物処理計画 ･･･････････ **3-55**

第１節　環境汚染防止計画 ･･････････････････････････････ 3-55

第２節　廃棄物処理計画 ････････････････････････････････ 3-55

第１８章　警備・危険性物質等対策 ･･･････････････････ **3-57**

第１節　災害警備計画 ･･････････････････････････････････ 3-57

第２節　危険性物質等対策計画 ･･････････････････････････ 3-57

第１９章　遺体の取扱い ･････････････････････････････ **3-59**

第１節　捜索 ･･ 3-59

第２節　遺体の処置 ････････････････････････････････････ 3-60

第３節　遺体の埋火葬 ･･････････････････････････････････ 3-61

第２０章　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 ・・・・・・・ 3-62
第２１章　住宅対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-63
第１節　被災住宅等の調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-63
第２節　応急仮設住宅の供与 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-63
第３節　住宅の応急修理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-65
第４節　障害物の除去 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-66
第２２章　学校における対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-67
第１節　臨時休校及び避難等の措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-67
第２節　教育施設の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-68
第３節　教職員の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-69
第４節　教科書、学用品等の給与 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-69
第２３章　航空機の活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-70
第２４章　災害救助法の適用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-71

第４編　災害復旧・復興計画

第１章　復興体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
第１節　復興本部の設置等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
第２節　復興計画等の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
第３節　職員の派遣要請 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
第２章　民生安定のための緊急措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-3
第３章　激甚災害の指定に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-4
第４章　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-6
第１節　罹災証明書の交付等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-6
第２節　被災者への経済的支援等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-6
第３節　住宅等対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-8
第４節　商工業の再建支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-8
第５節　農林水産業の再建支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-9
第５章　その他の復興整備事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-10

第５編　東海地震に関する事前対策

第１章　総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-1
第１節　東海地震に関する情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-1
第２節　地震災害警戒本部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-2
第３節　社会秩序を維持する対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-3
第２章　地震災害警戒本部の設置及び要員の参集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-4
第３章　警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-5

第１節　警戒宣言等の伝達系統 ･･･ 5-5
第２節　警戒宣言発令時等の広報 ･････････････････････････････････････ 5-7
第３節　警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、報告 ･････････ 5-9
第４章　住民等のとるべき措置 ･････････････････････････････････････ 5-10
第５章　自主防災組織の活動 ･････････････････････････････････････ 5-12
第６章　発災に備えた直前対策 ･････････････････････････････････････ 5-13
第１節　避難等対策 ･･･ 5-13
第２節　教育機関等対策 ･･･ 5-15
第３節　消防、浸水等対策 ･･････････････････････････････････････ 5-16
第４節　生活必需品の確保 ･･････････････････････････････････････ 5-16
第５節　飲料水、ライフライン対策 ･･････････････････････････････ 5-17
第６節　金融機関、郵便事業の対策 ･･････････････････････････････ 5-20
第７節　交通対策 ･･ 5-21
第８節　病院、診療所 ･･ 5-24
第９節　百貨店等 ･･ 5-24
第１０節　緊急輸送 ･･･ 5-24
第１１節　廃棄物処理及び清掃活動 ･････････････････････････････ 5-26
第１２節　警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策 ･･････････････ 5-26
第７章　市等が管理又は運営する施設に関する対策 ･･････････････････ 5-27
第１節　市が管理又は運営する施設に関する対策 ･･････････････････ 5-27
第２節　県が管理又は運営する施設に関する対策 ･･････････････････ 5-28
付録付録 ･･6-1

第１編　総　　則

目次

第１章　計画の目的 ･･･ 1-1

第２章　日進市の特質と災害要因 ･････････････････････････････････ 1-4

第３章　地震の被害想定 ･･･ 1-6

第４章　基本理念及び重点を置くべき事項 ･････････････････････････ 1-9

第５章　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 ･････････ 1-12

第１章　計画の目的

第１節　計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震の災害に対処するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第２節　計画の性格

１．地域防災計画 －地震災害対策計画－

日進市地域防災計画は、災害対策基本法のもと、国の防災基本計画及び愛知県地域防災計画、防災関係機関が策定する防災業務計画との整合性を有する計画である。

(1) この計画では、日進市防災会議が作成する日進市地域防災計画の「地震災害対策計画」編として、地震災害に対処すべき措置事項を中心に定めている。防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を示しており、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。
(2) この計画は、大規模地震に対しての災害予防対策、発災時の応急対策、発災後の災害復旧対策を基本とし、被害想定や地震予知、地震警戒宣言発令時の諸施策については、国、県の示す事項に基づいて定め、地震災害の万全を期そうとするものである。
(3) 平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災は、マグニチュード９．０という国内観測史上最大の規模となる地震により、東日本各地に未曾有の被害をもたらした。日進市においても、東海地震、東南海地震、南海地震の三連動地震の大規模な被害が予測されており、南海トラフ地震対策を始めとして従来の防災対策を見直すなどしてより適切な対応を図るものとする。なお、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときは、この計画に修正を加え、逐次完備を図っていく。
(4) 住民等から地区防災計画の提案があった場合には、その必要性を踏まえ、市の地域防

災計画に位置づけられるものとする。

２．地震防災強化計画

本市は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第６条第２項の規定に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されており、地域防災計画において、

① 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
② 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
③ 東海地震に係る防災訓練に関する事項
④ 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっている。これらを「地震防災強化計画」として、①を「第５編 東海地震に関する事前対策」で定め、②～④までの事項については主に「第２編 災害予防計画」で定めるものとする。

３．南海トラフ地震防災対策推進計画

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第５条第２項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されており、地域防災計画において、

① 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
② 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
③ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
④ 関係指定行政機関、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関、関係公共的団体、その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
⑤ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっている。これらの事項について定めた部分を同法では、「南海トラフ地震防災対策推進計画」と呼び、本計画においては、津波に関連した内容である②を除く事項を「第２編 災害予防計画」及び「第３編 災害応急対策計画」で定めるものとする。

４．愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

①　県民の生命を最大限守る

②　地域及び社会の重要な機能を維持する
③　県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
④　迅速な復旧復興を可能とする

５．他計画との関係

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「愛知県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第３節　計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
第１編	総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第２編	災害予防計画	大規模地震の発生に備えた予防対策 等
第３編	災害応急対策計画	大規模地震が発生した場合の応急対策 等
第４編	災害復旧・復興計画	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等
第５編	東海地震に関する事前対策	東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策 等

第４節　地域防災計画の作成又は修正

(1) 市防災会議は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
(2) この計画を修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとする。特に愛知県地域防災計画において、市町村の計画事項として示されているものについては、本市における地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第２章　日進市の特質と災害要因

第１節　自然的条件

１．地形、地質

本市のほぼ中央部には、天白川、岩崎川、北新田川が北東から南西に向かって流れている。これらの河川沿いは、谷底平野・氾濫平野の地形を呈している。これより標高の高い地域は、砂や礫より構成されている台地の地形的条件にある。さらにこれより標高の高い地域は、急斜面の山地・丘陵地となっている。また、この山地・丘陵地には、人工改変地が随所に見受けられる。地質の特性についてみると、河川沿いの谷底平野・氾濫平野には、礫がち堆積物（g）や泥がち堆積物（m）（ともに未固結堆積物）が分布している。

山地・丘陵地には、半固結～固結堆積物の礫（gb）、砂または砂を主とする地層（sa）、シルト又はシルトを主とする地層（si）が分布している。

２．地盤区分

本市の地盤は、以下の３つのタイプに区分される。

地盤タイプ	地盤の強さ	特　徴
Ⅰ	強い	硬質で、安定した地盤である。岩崎町の御嶽山を中心に水晶山緑地にも分布する。ホルンヘルスからなる。
Ⅱ	↕	固結～半固結の地盤である。日進市全域に分布し、日進市の大部分の地盤を形成する。砂礫、砂、泥、火山灰からなる。
Ⅲ	弱い	半固結～未固結の軟弱な地盤である。天白川の低地に分布する。砂礫、砂、泥からなる。

地盤タイプⅠ	硬質で、安定した地盤である。岩崎町の御嶽山を中心に分布する。水晶山緑地付近にも分布する。地形的には急傾斜の丘陵を形成している。主として、ホルンヘルス（中～古生層の泥岩や砂岩が花崗岩の熱変成を受けたもの）からなる。これらのホルンヘルスは島状に分布しており、日進市の地下深部に存在し、基盤を形成している。
地盤タイプⅡ	固結～半固結した地盤である。日進市のほぼ全域に、タイプⅠの堆積物の上部に分布する。地形的には丘陵を形成しており、北東部の岩藤町・藤島町・米野木町の丘陵地にも分布する。新第三紀鮮新世から第四紀更新世の矢田川累層の砂、泥を主体に、砂礫、火山灰を交える堆積物である。これらの堆積物は一般に互層し、固結～半固結である。
地盤タイプⅢ	半固結～未固結の地盤で、天白川の低地に分布する。第四紀現世の礫、砂、泥の堆積物である。これらの堆積物は半固結～未固結で、層厚は最大 10m 程度である。

第２節　社会的条件

危険物施設の分布状況	危険物施設としては、製造所が１箇所、貯蔵所が６３箇所、取扱所が３５箇所ある。（平成26年4月1日現在）
社会的混乱を招く箇所	社会的混乱を招く箇所は、不特定多数の人が多く集まり混乱を招くおそれのある地区として、近隣商業地域、駅及び駅前広場、準防火地域、人口集中地区を取り上げた。
木造建物の分布状況	本市における建物棟数は、約21,000戸で、このうち、昭和５６年以前の木造棟数は、約3,200戸である｛日進市耐震改修促進計画（改訂版）平成26年3月｝。
人口	本市の総人口は、91,440人で、６５歳以上の高齢者は約18,200人である（令和元年10月1日現在）。

第３節　土地利用の変遷

各時期における土地利用の特性は以下のとおりである。

調査年	土地利用の状況
昭和 55 年	天白川沿いの平野部（低地部）には農地、この平野部を取り囲んでいる山地・丘陵地には、山林などの自然的土地利用となっている。規模の大きな宅地や造成地が、岩崎町や梅森町に見受けられる。
平成 2 年	昭和５５年に比べて、岩崎町、岩崎台、香久山、岩藤町で山林が減少している。岩崎町は山林が宅地に、岩崎台と香久山は山林が造成地に、岩藤町は山林が公共施設用地（総合運動公園）に、それぞれ変わっている。本市の南部には、工業用地が増えている。
平成 12 年	平成２年に比べて、造成地が減少して、住宅地が増えている（岩崎台、香久山、栄等）。岩崎町で山林から造成地に変わっている。東名高速自動車道より北東側は、土地利用の変化は、平成２年からほとんど変化が無い。
平成 22 年	平成１２年に比べて造成地が米野木町で増加し、岩崎町で減少している。住宅地は岩崎町で増加し、米野木町で微増している。東名高速自動車道より北東側は、土地利用の変化は平成２年からほとんど変化が無い。

第３章　地震の被害想定

第１節　南海トラフ地震の被害予測

１．予測にあたって想定した地震のモデル

南海トラフでは約 100～200 年の間隔で大地震が発生しており、昭和東南海地震(1944 年)、昭和南海地震（1946 年）が起きてから 70 年近くが経過し、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっている。ここで発生する地震には多様性があり、予測困難な側面があるが、効果的な防災・減災対策を実施するため、既往最大と言われる 1707 年の「宝永地震」(M8.6)クラスの地震をベースに、1854 年安政東海(M8.4)、1854 年安政南海(M8.4)、1944 年昭和東南海(M7.9)、1946 年昭和南海(M8.0)の揺れを網羅した「過去地震最大モデル」による被害予測の結果を示す。

また、「命を守る」という観点から、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震「理論上最大想定モデル」（1000 年に一度あるいはそれより発生頻度が低いとされるもの）による補足結果も併記する。

なお、これらは愛知県が被害予測調査に必要な範囲で内閣府と方針等について相談しつつ検討した独自のモデルである。　➥注1

２．被害想定結果

日進市における被害想定は、「過去地震最大モデル」で最大震度「６弱」、「理論上最大想定モデル」で「６強」となり、これらによる被害は以下のとおりとなった。なお、掲載したデータは、被害が最大になる発災時季と時間帯のものであり、その他の被害想定は資料編を参照。　➥注2

	全壊・焼失棟数（冬夕 18 時発災）					
	揺れ	液状化	浸水・津波	急傾斜地崩壊等	火災	合計*1
過去地震最大モデル	約 100	*	*	*	約 20	約 200
理論上最大想定モデル（陸側ケース）	約 600	*	*	*	約 300	約 900

*：被害わずか（5 未満）
*1：次の①～③にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。
①5 未満→「*」、②5 以上 100 未満→「一の位を四捨五入」、③100 以上１万未満→「十の位を四捨五入」

注1）「平成２３年度～２５年度　愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等　被害予測調査結果」愛知県防災会議地震部会、平成２６年５月　南海トラフ地震として規模の異なる①過去地震最大モデルによる地震②理論上最大想定モデルによる地震を想定地震として、東日本大震災の教訓や最新の科学的知見を踏まえた被害予測調査を実施
注2）資料編 第８資料　９「南海トラフ地震の被害想定」

	死者数（冬深夜５時発災、早期避難率低の場合）								合計
	建物倒壊	（うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）	浸水・津波	（うち自力脱出困難）	（うち逃げ遅れ）	急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物	
過去地震最大モデル	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊
理論上最大想定モデル（陸側ケース）	約 30	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	約 30

＊：被害わずか（5 未満）

次のライフライン機能支障、避難者数、帰宅困難者数、災害廃棄物等の量については、「過去地震最大モデル」に基づく予測値である。

ライフライン機能支障（発災１日後；冬夕 18 時発災）						
上水道	下水道	電力	固定電話	携帯電話	都市ガス	LP ガス
断水人口（人）	機能支障人口（人）	停電軒数（軒）	不通回線数（回線）	停波基地局率（%）	復旧対象戸数（戸）	機能支障世帯数（世帯）
約 49,000	約 24,000	約 40,000	約 6,800	80%	＊	約 300

＊：被害わずか

避難者数（人）（冬夕 18 時発災）			帰宅困難者数（人）（昼 12 時発災）	災害廃棄物等（千トン）（冬夕 18 時発災）
１日後	１週間後	１ヶ月後		
約 1,100	約 8,300	約 2,900	約 11,000～約 13,000	約 35

３．減災効果

「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化（耐震化率 100%）や家具等の転倒・落下防止対策実施（実施率 100%）等により、揺れによる全壊棟数は約 6 割減少すると想定されている。

第２節　内陸型地震の被害予測

内陸型地震による日進市での物的、人的被害の程度については、平成 15 年 3 月に愛知県が行った被害予測調査（➡注）に基づくものを掲載する。

１．想定地震

「養老―桑名―四日市断層帯」の地震を想定した。

２．被害想定結果

		養老―桑名―四日市断層帯
地震動（計測震度面積率（%））		５弱以下・・68
		５強・・・・31
		６弱・・・・ 1
液状化危険度面積率（%）		極めて低い・97
		低い・・・・ 1
		高い・・・・ 1
		極めて高い・ 1
建物被害棟数（棟）		全壊：約 10
		半壊：約 20
火災（１８時）（件数）		出火：0
		焼失：0
ライフライン被害	上水道（戸）	約 30
	都市ガス（戸）	0
	LP ガス（戸）	約 10
	電力（口）	約 1,600
	電話（件）	約 30
	下水道（人）	約 30
人的被害	冬早朝５時（人）	死者数：0
		負傷者数：―（若干）
	春秋昼１２時（人）	死者数：0
		負傷者数：―（若干）
	冬夕刻１８時（人）	死者数：0
		負傷者数：―（若干）
	帰宅困難者数（突発時）（人）	約 16,000
社会機能支障　避難所生活者数［１日後］（人）		
自宅建物被害による		約 30
ライフライン支障による		約 20
合計		約 50

注）「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」（平成 15 年 3 月、愛知県県民生活部防災局）
海溝型地震では、①想定東海地震、②想定東南海地震、③想定東海地震と想定東南海地震の連動、及び内陸型地震では、④養老－桑名－四日市断層帯等を想定して、最新の情報や予測技術を基本にした被害予測調査を実施
なお、資料編 第８ 資料 10 に、この資料に基づく東海地震等の被害想定を整理した。

第４章　基本理念及び重点を置くべき事項

第１節　防災の基本理念

南海トラフ全域で 30 年以内にマグニチュード８以上の地震が起きる確率は 70%～80%と予測されており、この地域は巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備える。

市を始めとする各防災関係機関は、「第３章 地震の被害想定」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進める。また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

１．災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

２．災害応急対策段階

(1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

３．災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第２節　重点を置くべき事項

防災基本計画及び「第３章 地震の被害想定」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

１．揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進する。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図る。

２．大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町間の相互支援体制を構築する。また、市と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める。

３．物資の円滑な供給に関する事項

物資の円滑な供給のため、ニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、救援物資を確実に供給する仕組みを構築する。

４．住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図る。

５．被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。

６．事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。

７．大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

第５章　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１節　実施責任

１．市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

２．指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ自らの防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

３．公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には災害応急措置を実施する。また、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２節　処理すべき事務又は業務の大綱

１．市

市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次のことを実施する。

① 災害予警報を始めとする地震に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の収集伝達を行う。
② 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
③ 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。
④ 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
⑤ 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
⑥ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等の発令を行う。
⑦ 被災者の救助を行う。
⑧ 災害時の医療、清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
⑨ 消防活動及び浸水対策活動を行う。
⑩ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。

⑪ 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び応急措置、災害復旧を行う。
⑫ 農産物、家畜等に対する応急措置を行う。
⑬ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備を行う。
⑭ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
⑮ 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
⑯ 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
⑰ 防災上必要な教育、訓練並びに防災思想の普及を行う。
⑱ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
⑲ 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。
⑳ 被災建築物･宅地の危険度判定等を行う。

２．県

① 県

ア　災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
イ　災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）を行う。
ウ　避難場所、避難路、その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
エ　地震防災応急対策について、市町村長に指示し、又は、他の市町村長に応援の指示を行う。
オ　避難勧告、避難指示（緊急）の発令を代行することができる。
カ　市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
キ　災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
ク　災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
ケ　市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示及び調整を行う。
コ　被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
サ　緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
シ　公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
ス　農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
セ　緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
ソ　消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
タ　救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。
チ　危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
ツ　地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
テ　自衛隊の災害派遣要請を行う。
ト　有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

ナ　自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
ニ　防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
ヌ　防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
ネ　市町村の実施する被災建築物･宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。
ノ　被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
ハ　東海地震注意情報が発表された段階から、公共土木施設を巡視･点検し、応急復旧に必要な人員･資機材の確認を行う。
ヒ　名古屋飛行場の施設に係る防災対策を実施する。

② 県警察

ア　災害時又は警戒宣言発令時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
イ　災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
ウ　津波に関する予警報の伝達を行う。
エ　被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。
オ　災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
カ　避難の指示又は警告及び誘導を行う。
キ　人命救助を行う。
ク　行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
ケ　災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持を行う。
コ　警察広報を行う。
サ　災害時における各種犯罪の取締りを行う。
シ　他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力を行う。
ス　緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止･制限する。
セ　緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。

３．指定地方行政機関

① 中部管区警察局

ア　管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関することを行う。
イ　他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関することを行う。
ウ　管区内各県警察の相互援助の調整に関することを行う。
エ　警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関することを行う。
オ　情報の収集及び連絡に関することを行う。
カ　津波警報等の伝達を行う。

② 東海財務局

ア　災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るうえからできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。

イ　地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。

ウ　地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。

エ　警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。

オ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。

カ　災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。

③　東海北陸厚生局

ア　災害状況の情報収集、連絡調整

イ　関係職員の派遣

ウ　関係機関との連絡調整

④　東海農政局

ア　農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。

イ　農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。

ウ　被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。

エ　被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置について指導を行う。

オ　農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。

カ　直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。

キ　地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。

ク　被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。

ケ　食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。

コ　食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

⑤　中部森林管理局

ア　国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・渓間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施

設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。

イ　国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。

ウ　災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。

エ　知事、市長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

⑥　中部経済産業局

ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ　電力及びガスの安定供給の確保に関すること。

ウ　災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

エ　中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

⑦　中部近畿産業保安監督部

高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。

⑧　中部運輸局

ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ　海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。

ウ　港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。

エ　緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。

オ　特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。

カ　鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。

キ　自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。

ク　陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。

ケ　緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。

コ　特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

サ　情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。

⑨　大阪航空局中部空港事務所

ア　航空保安施設の管理運用を行う。

イ　航空機乗務員に対し、航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。

ウ　航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するために航空交通管制を行う。

エ　遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関に協力する。

オ　航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

⑩　第四管区海上保安本部

ア　船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達及び周知を図る。

イ　海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。

ウ　海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。

エ　海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。

オ　海上における治安を維持する。

⑪　名古屋地方気象台

ア　市や県、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

イ　市及び県が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。

ウ　市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

エ　市や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

オ　市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。

⑫　東海総合通信局

ア　災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。

イ　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。

ウ　被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。

エ　非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。

オ　非常通信協議会の運営に関することを行う。

カ　通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。

⑬　愛知労働局

ア　被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。

イ　化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。

ウ　災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。

エ　被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。

オ　被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

カ　災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。

キ　被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。

ク　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の 4.5 割～8 割に相当する額）の支給を行う。

⑭　中部地方整備局

ア　災害予防

ⅰ　所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。

ⅱ　地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。

ⅲ　防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。

ⅳ　大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。

ⅴ　災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

ⅵ　震災時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。

ⅶ　関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

イ　地震防災応急対策

ⅰ　警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制に協力する。

ⅱ　道路利用者に対して、東海地震に関連する情報等及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。

ウ　初動対応

ⅰ　情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

ⅱ　緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

エ　応急復旧

ⅰ　気象庁が地方整備局管内で震度４以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。

ⅱ　災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。

ⅲ　航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。

ⅳ　地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。

ⅴ　港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。

ⅵ　飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。

ⅶ　海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。

ⅷ　要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。

⑮　中部地方環境事務所

ア　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。

イ　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。

⑯　近畿中部防衛局東海防衛支局

ア　所管財産の使用に関する連絡調整を行う。

イ　災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

ウ　在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

⑰　国土地理院中部地方測量部

ア　災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。

イ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。

ウ　災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。

エ　被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第３６条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

４．自衛隊

● 自衛隊

ア　災害派遣の準備

ⅰ　防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。

ⅱ　災害派遣計画を作成する。

ⅲ　災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

イ　東海地震注意情報の発表に伴う措置

ⅰ　師団司令部に指揮所を開設する。

ⅱ　各部隊は災害派遣準備に着手する。

ⅲ　連絡班及び偵察班の派遣を準備する。

ⅳ　航空機の一部を守山駐屯地等に移動し、指揮・連絡活動を実施する。

ウ　警戒宣言が発せられたときの措置

ⅰ　非常勤務態勢に移行し、全力をもって災害派遣準備を促進する。

ⅱ　北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ集中する。

ⅲ　所要の航空機を小牧基地に移動し、必要に応じ航空偵察を実施する。

ⅳ　愛知県地震災害警戒本部（状況により他の機関）へ連絡班（連絡幹部）を派遣する。

エ　発災後の対処

ⅰ　即時救援活動

人命救助を最優先して救援活動を実施する。

ⅱ　応急救援活動

方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。

ⅲ　方面隊による本格対処

方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

５．指定公共機関

①　独立行政法人国立病院機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

②　独立行政法人水資源機構

ア　愛知用水等の施設（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

イ　東海地震注意情報が発表されたときは、中部支社等に防災本部を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。

③　独立行政法人地域医療機能推進機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

④　日本銀行

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。

ア　銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

ⅰ　通貨の円滑な供給の確保

ⅱ　現金供給のための輸送、通信手段の確保

ⅲ　通貨および金融の調節

イ　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

ⅰ　決済システムの安定的な運行に係る措置

ⅱ　資金の貸付け

ウ　金融機関の業務運営の確保に係る措置

エ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

オ　各種措置に関する広報

カ　海外中央銀行等との連絡・調整

⑤　日本赤十字社

ア　東海地震注意情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。

イ　医療、助産、遺体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。

ウ　血液製剤の確保と供給を行う。

エ　日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。

なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。

オ　義援金等の受付及び配分を行う。

なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。

⑥　日本放送協会

ア　警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。

イ　地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。

ウ　地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。

エ　平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。

オ　大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。

カ　災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

⑦　中日本高速道路株式会社

ア　警戒宣言、東海地震に関連する情報等を伝達する。

イ　高速自動車国道、一般有料道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

⑧　中部国際空港株式会社

ア　地震に関する情報（東海地震に関連する情報を含む。）を収集し、空港利用者に正確かつ迅速に伝達する。

イ　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合は連絡体制の強化を図り、東海地震注意情報が発表された場合及び災害が発生した場合は、社員の非常招集を行い、地震災害に備える。

ウ　災害による空港施設及び航空保安施設の被害状況を調査し、関係機関に報告する。

エ　災害に備え、地震防災応急対策用資機材並びに食料、飲料水及び生活用品を確保する。

オ　警戒宣言が発令された場合及び災害が発生した場合は、空港利用者の避難、傷病者の応急救護並びに要保護者の保護を実施する。

カ　災害が発生した場合、被災施設及び設備の早期復旧に努める。

キ　災害が発生した場合、航空機による緊急輸送の確保に関し必要な協力を行う。

⑨　東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

ア　線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。

イ　警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。

ウ　地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。

エ　旅客の避難、救護を実施する。

オ　列車の運転規制を行う。

カ　発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。

キ　災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振

替輸送等を行う。

ク　死傷者の救護及び処置を行う。

ケ　対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

⑩　日本郵便株式会社

災害が発生した場合又はそのおそれがある場合においては、可能なかぎり窓口業務を確保する。また、災害の状況、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

ア　被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

ウ　被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

エ　被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施する。

オ　被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する

⑪　中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社

ア　電力設備の災害予防措置を講ずる。

イ　東海地震注意情報が発表された場合、又は警戒宣言が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。

ウ　発災後は、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。

エ　他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

⑫　東邦瓦斯株式会社

ア　ガス施設の災害予防措置を講ずるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。

イ　東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。

ウ　発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要者に対して、早期供給再開を図る。

⑬　日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

⑭　西日本電信電話株式会社

ア　警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情

報（臨時）等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ　警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に、通信設備を優先的に利用させる。

ウ　地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

エ　発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

オ　災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

カ　気象など警報を市へ連絡する。

キ　電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

⑮　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア　災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ　災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

ウ　発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

エ　災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ　電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

⑯　ＫＤＤＩ株式会社

ア　災害対策本部を設置し、直ちに地震防災応急対策を行う。

イ　災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

ウ　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

⑰　株式会社ＮＴＴドコモ

ア　警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ　警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。

ウ　発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

エ　災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ　携帯電話等サービス契約約款に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

⑱　ソフトバンク株式会社

ア　災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。

イ　災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

ウ　災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

⑲　一般社団法人日本建設業連合会

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応

急対策を実施する。

⑳　株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン－イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン＆アイ・ホールディングス

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

６．指定地方公共機関

①　愛知県土地改良事業団体連合会

土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。

②　愛知県尾張水害予防組合

ア　水防施設、資機材の整備と管理を図る。

イ　水防計画の策定及びその推進を図る。

③　各ガス事業会社

ア　ガス施設の災害予防措置を講ずる。

イ　東海地震注意情報が発表された場合には、非常体制に入る。

ウ　発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

④　一般社団法人愛知県トラック協会

ア　警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。

イ　緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

⑤　名古屋鉄道株式会社

東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社に準ずる。

⑥　各民間放送及び新聞社

日本放送協会に準ずる。

⑦　愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社

各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以降同じ。）。

⑧　公益社団法人愛知県医師会

ア　医療及び助産活動に協力する。

イ　防疫その他保健衛生活動に協力する。

⑨　一般社団法人愛知県歯科医師会

ア　歯科保健医療活動に協力する。

イ　身元確認活動に協力する。

⑩　一般社団法人愛知県薬剤師会

ア　医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。

イ　医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

⑪　公益社団法人愛知県看護協会

看護活動に協力する。

⑫　一般社団法人愛知県病院協会

医療及び助産活動に協力する。

⑬　一般社団法人愛知県ＬＰガス協会

ア　ＬＰガス設備の災害予防措置を講ずる。

イ　発災後は、ＬＰガス設備の災害復旧をする。

⑭　一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

７．　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

①　尾三消防組合

ア　東海地震注意情報が発せられた場合には非常体制に入る。

イ　災害時には被災者の救助、保護、輸送を行う。

ウ　消防需要を把握するとともに、消防力整備計画及び地震防災緊急事業五箇年計画に定める事項のうち、消防に係る事項を行う。

②　愛知中部水道企業団

ア　水道施設の災害予防措置を講ずる。

イ　東海地震注意情報が発表されたときは、企業団庁舎に対策本部を設置し、地震防災、応急対策の円滑な推進を図る。

ウ　発災後は、水道施設（水源井、配水池、配水管等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

③　日東衛生組合

ア　し尿処理施設の災害予防措置を講ずる。

イ　東海地震注意情報が発せられた場合には非常体制に入る。

ウ　発災後はし尿処理施設の機能維持に努めるとともに、し尿の円滑な処理を推進する。

④　尾三衛生組合

ア　ごみ処理施設の災害予防措置を講ずる。

イ　東海地震注意情報が発せられた場合には非常体制に入る。

ウ　発災後はごみ処理施設の機能維持に努めるとともに、ごみの円滑な処理を推進する。

⑤　産業経済団体

農業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんについて協力する。

⑥　東名古屋医師会

ア　市の要請により、医師、看護師等からなる救護班を編成する。

イ　救護班は、医療、助産の業務及び防疫その他保健衛生活動に協力する。

⑦　愛豊歯科医師会

一般社団法人愛知県歯科医師会に準ずる。

⑧　日進市薬剤師会

一般社団法人愛知県薬剤師会に準ずる。

⑨　文化、厚生、社会団体

日本赤十字社奉仕団、地域女性団体、教育及び体育団体等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

⑩　自治団体等

区、自治会、自主防災組織等の自治団体は、地域内における被害調査、情報の収集・伝達、被災者の救護、物資の配給、保健衛生等の応急対策及び応急措置、応急復旧の業務に協力する。

⑪　市内建設業者等で組織する災害対策協力団体

建設業者等で組織する災害対策協力団体は、防災及び災害復旧業務に協力する。

⑫　重要な施設の管理者

市民会館、スポーツセンターなど防災上重要な施設の指定管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第２編　災害予防計画

目次

第１章　防災協働社会の形成推進 ･････････････････････････････････ 2-1

第２章　防災訓練及び防災意識の向上 ･････････････････････････････ 2-8

第３章　避難対策 ･･･ 2-12

第４章　避難行動の促進対策 ･･････････････････････････････････ 2-18

第５章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 ･･････････････････ 2-23

第６章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 ･･････ 2-30

第７章　都市防災化計画 ･･････････････････････････････････････ 2-36

第８章　液状化対策、土砂災害等の予防 ･･････････････････････････ 2-37

第９章　建築物等の安全化 ･････････････････････････････････････ 2-40

第１０章　火災予防・危険性物質等の防災対策 ･･････････････････････ 2-49

第１１章　広域応援体制の整備 ･････････････････････････････････ 2-51

第１２章　災害対策基金 ･･･････････････････････････････････････ 2-54

第１章　防災協働社会の形成推進

■地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

■被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

■市、住民、区、自治会、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互い助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成に努めることとする。

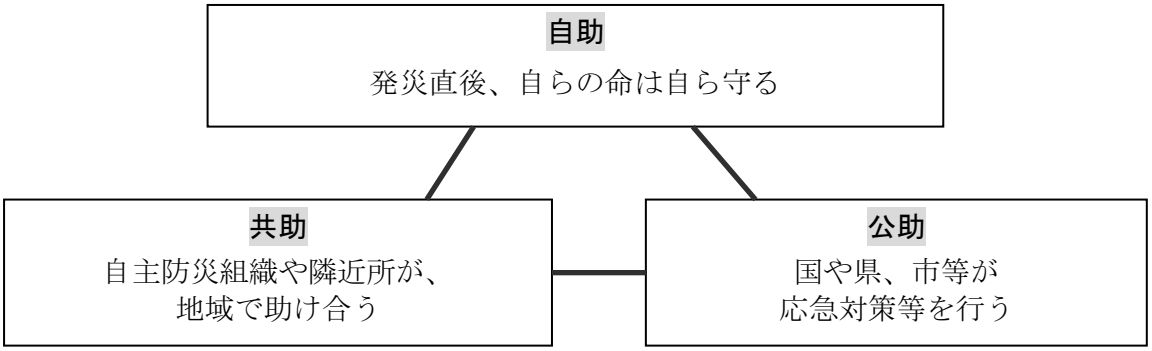

第１節　防災協働社会の形成推進

１．市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組みづくり

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組みを推進する枠組みづくりに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

２．市民の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

３．住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

① 一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市の防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

② 市は地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第２節　自主防災組織・ボランティアに関する計画

１．自主防災組織に関する計画

大規模地震が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想される。このような事態において被害を最少限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

また、自主防災組織の活動は、警戒宣言が発せられた場合における地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても、大きな役割を果たすものと考えられる。

市は地域住民、施設及び事業所等による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、いざという時には日頃からの地域の防災関係者の連携が重要であることから、自主防災組織及び防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。

(1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、警戒宣言発令時及び災害発生時などにおいて、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

① 平常時の活動

・情報の収集伝達体制の確立
・防災知識の普及及び防災訓練の実施
・火気使用設備器具等の点検
・防災用資機材等の備蓄及び管理
・地域内の要配慮者の把握と支援体制の構築

② 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）発令時の活動

・市、消防機関等からの情報の伝達
・住民等のとるべき措置の呼びかけ
・要配慮者の安全確保
・発災に備えた防災用資機材等の点検、確保

③ 災害発生時の活動

・初期消火の実施
・地域内の被害状況等情報の収集
・救出救護の実施及び協力
・住民に対する避難勧告・避難指示（緊急）等の伝達
・集団避難の実施

・避難所の運営
・炊き出しや救助物資の配分に対する協力

(2) 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

また、自主防災組織が防災に関するＮＰＯ、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(3) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

① 防災リーダーの養成

地域防災の中心として、災害に対する知識や防災活動の技術を習得し、情報の収集や伝達・発信を行える地域の実践的リーダーの養成及び活用に努めるものとする。

② 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

２．ボランティアに関する計画

行政、住民等、自主防災組織などで対応困難な大規模地震災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を確保した受入体制の整備と、ボランティア相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等や災害ボランティアコーディネーター団体等のボランティア関係団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

① ボランティアの受入体制の整備

ア　市は、あらかじめ平常時にボランティア団体と次に掲げる災害発生時の対応や連絡体制について定期的な意見交換に努める。

・災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れに必要な机、イス及び電話等の資機材を確保する。

・災害時にコーディネーターを派遣することを協力するボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。

・災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

イ　防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。

② ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市及び県は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、市及び社会福祉協議会はボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、市及び県は、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。

なお、市等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。

③ ボランティア関係団体との連携

震災時におけるボランティアの円滑な受入及びボランティアの効果的な活動が実施されるよう、市は地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、ボランティア関係団体との連携に努める。

④ 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、関係機関等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実に努めるものとする。

３．連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要であるため、市は、平時から自主防災組織、防災に関するＮＰＯ及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のＮＰＯ等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

第３節　企業防災の促進

１．企業における措置

（１）事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努める。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

（２）生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。

（３）二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

（４）緊急地震速報受信装置等の活用

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

（５）地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

２．市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、ＢＣＰの策定・運用を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、企業の防災力向上の推進を図るものとする。

企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

① ＢＣＰの策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性やＢＣＰの必要性について積極的に啓発していく。

イ 情報の提供

企業がＢＣＰを策定するためには、想定リスクを考える必要があることから、市は被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

② 相談体制の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

第２章　防災訓練及び防災意識の向上

■地震災害を最小限に食い止めるには、県・市等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民等の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、市は、防災訓練、教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図る。
■市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
■特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、住民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。
■防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
■様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第１節　防災訓練の実施

市は次の防災訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練
・県等の防災関係機関、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力や連携をもとに、大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。 ・訓練にあたっては、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、自主防災組織等の協力のもと、訓練効果が得られるよう訓練参加者や使用機材及び実施期間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、より実践的な内容となるように努める。
(2) 消火訓練
行政区、自治会（自主防災組織）、消防団、事業所等の組織を活用して、地区防火訓練会、地区防火教室を開催し、火災予防と初期消火等防災知識、技術の普及と啓発に努める。
(3) 情報連絡訓練
・地震による災害時には、有線設備、特に架空ケーブル等が被害を受け、通信途絶の事態が予想される。 ・このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法等についての訓練を行う必要がある。これらの訓練は、同一機関の通信設備及び複数の他機関との通信施設相互間などにおいて実施する。
(4) 動員訓練

市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。
(5)広域応援訓練
市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県や他の市町村と連携し、広域的な応援を行う防災訓練の実施に努める。
(6) 防災訓練の指導協力
市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。 さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
(7) 訓練の検証
訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。
(8) 図上訓練等
市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部等において応急対策活動に従事する本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際的な災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

第２節　防災知識の普及

主体	内容
市	① 地震対策ＰＲ用パンフレット、チラシ等の作成配布 　地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、平常時の心得、東海地震注意情報や予知情報及び警戒宣言発令時の心得、地震発生の心得に関する事項に留意し、住民等一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。 ② 住民等に対する地震教育 　防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。この際、愛知県防災教育センターの活用を図る。 　また、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図る。 ア 防災関係機関と有機的な連携のもとに、講演会等を開催して、東海地震や南海トラフ地震等の地震防災に関する正しい知識と防災思想の普及に努める。 イ 自動車の利用者に対しては、警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合に、運転者として適切な行動がとれるよう、教育、広報を徹底する。 ウ　地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災者が住宅再建する際の有効な手段の一つとなる。そのため、被災した場合でも、一定の補償が得られるよう、その制度の普及及び加入の促進に努めるものとする。
住民	● 家庭内備蓄の推進 　災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等について、可能な限り１週間分程度の家庭内備蓄に努める。

学校等	① 学校教育における地震防災教育 ア 学校関係者は、地震のメカニズム等に関する科学的知識の普及並びに地震予防措置、避難の方法及び地震予知情報等の理解など、防災思想の普及のため、児童生徒の発達段階や地域の実態等に応じ、学校教育活動を通じて地震防災教育の徹底を図る。 イ 学校関係者は防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定しつつ、情報の伝達、児童生徒の避難、誘導等の防災上必要な計画と訓練を実施する。 ② 地震災害に関する教育 地震災害に関する事項について、特に学級活動等において、避難訓練、消防訓練等、不測の事態に備えた教育・指導に努める。 ③ 震災訓練 ・訓練は、学校行事等に位置づけて行い、全教職員の協力と児童生徒の自主的活動により、十分な効果をおさめるよう努める。 ・訓練は毎年１回以上実施し、学校種別、学校規模、施設設備の状況及び児童生徒の発達段階等、それぞれの実情に応じて具体的かつ適切なものとする。 ・訓練にあたっては、事前に施設設備の状況、器具用具等について安全点検し、常に使用できるようチェックするとともに、訓練による事故防止に努める。 ・平素から災害時における組織活動を円滑にするため、全教職員及び児童生徒の活動組織を確立し、各自の任務の周知徹底に努める。 ・訓練実施後は、反省を加え、関係計画の修正整備に努める。 ④ 学校行事における指導 学校行事等で、震災訓練の実施や防災関係機関、防災施設等の見学会を行い、学校及び地域における地震時の実践活動や避難行動等について学習させる。
防災関係機関	● 職員に対する地震教育 防災関係機関は、災害対策関係職員のみならず一般職員に対しても、地震時における適正な判断力を養成するため、また職場における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して東海地震や南海トラフ地震等の地震教育の徹底を図る。

第３章　避難対策

第１節　避難に関する計画

大規模地震時には、建物倒壊や火災の同時多発による延焼拡大などが起こり、多数の住民等が死傷したり、住居を奪われることがある。その際、迅速な避難行動ができなかったり、長期の避難生活を余儀なくされること、またがけ崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域では、速やかに住民等を安全な場所に避難させる状況が発生する。

市は、このような場合に備えて、あらかじめ災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民等の安全確保に努めるものとする。

１．緊急避難場所及び避難所

市が指定する緊急避難場所及び避難所は、次のとおりとする。

(1) 指定緊急避難場所		
指定緊急避難場所は、地域ごとに徒歩で容易に避難できる場所や集合できる場所とし、次の２つに分類する。		
	① 緊急一時避難場所	身近にあり、避難行動要支援者を含めて、地区住民が容易に集合できる場所で、地域避難場所を除く自治集会所等とする。学校の運動場や公園など、従来の「一時避難場所」も含む。
	② 地域避難場所	拠点避難所を開設するまでの期間、一時的に過ごせる施設、あるいは少数の避難者に対応できる施設であり、地区公民館や高校、その他伝達の使用可能な公共施設とする。
(2) 指定避難所		
指定避難所は、被災者が一定期間滞在できる生活の場としての機能を有する施設で、広さ・備蓄等から次の２つに分類する。		
	① 拠点避難所	多くの避難者が数日間生活できる環境が整備され、かつ物資等が配備されている、小中学校等の公的施設とする。
	② 二次避難所	少数の避難者や帰宅困難者及び長期の避難者向けの施設で、スポーツ施設等とする。
(3) 福祉避難所		
通常の避難所での生活に困難が生じる避難行動要支援者を避難させるため、特別な配慮がされた施設で、社会福祉施設、保育園などを事前に指定して活用する。		

また、市は、上記の緊急避難場所等とは別に、大規模な公園などの広いオープンスペースを「広域避難場所」として定め、一時的な避難場所として活用する。

２．指定避難所の指定及び選定

① 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。
② 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。その際、介護が必要な要配慮者のスペース規模は、避難所の配置上の工夫を行うとともに、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める。
③ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

なお、避難所は、災害に対して安全な建物で、一定以上の受入可能な施設を選定するものとする。選定に際しては、次の点に留意する。

① 住民にとって身近な施設である。
② 二次災害などのおそれがない。
③ 立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されている。
④ 緊急輸送道路等とのアクセスが確保されている。
⑤ 環境衛生上、問題がない。
⑥ 要配慮者の生活支援が行える。
⑦ 原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を、避難所として使用しない。

避難所の選定にあたっては、市の人口動態、施設の変更等について調査し、必要に応じて更新するものとする。

３．避難所等が備えるべき設備

次のものは緊急時に有効と思われる設備であり、これらは平時から避難所等に備え付け、すぐ利用できるよう整備に努めるものとする。

① 情報受発信手段の整備：防災行政無線、ファクシミリ、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等
② 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
③ バックアップ施設の整備：投光器、自家発電設備等

また、避難所には内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。特に、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

４．避難所の運営体制の整備

市は、「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

５．避難路の確保と交通規制計画

市、警察、消防、消防団等の関係機関は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し、緊急輸送道路を中心とした避難路の通行確保に努めるものとする。

６．避難に関する広報

市は、住民等が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次の広報活動を実施する。

(1) 避難所等の広報
避難所等の指定を行った時は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。 ・緊急避難場所、避難所の名称 ・緊急避難場所、避難所の所在位置 ・緊急避難場所、避難所への経路 ・緊急避難場所、避難所の区分 ・その他必要な事項
(2) 避難のための知識の普及
必要に応じて次の事項につき、住民等に対して普及のための措置をとる。 ・平常時における避難のための知識 ・避難時における知識 ・緊急避難場所、避難所滞在中の心得　等

７．市及び防災上重要な施設管理者の避難計画

市及び防災上重要な施設管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。

主体	内容
市	① 市の避難計画 避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。 ア 避難勧告、避難指示（緊急）等を行う基準及び伝達方法 イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項 カ 災害時における広報 ② 避難所の運営体制の整備 避難所において多種多様な問題の発生が予想されるため、「愛知県避難所運営マニュアル」等を活用し、地域の実情を踏まえた運営体制の整備を図るものとする。
防災上重要な施設管理者	●防災上重要な施設管理者の留意事項 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期すものとする。 ア 学校においては、各地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。 イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、緊急避難場所等の選定、避難施設の確保及び保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。 ウ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に備えて、他の医療機関等の確保、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する避難誘導の実施方法等について定める。

第２節　必需物資の確保対策

災害により、飲料水、食品、生活必需品等の確保が困難な住民に対し、必要な物資を供給するため、集中備蓄と分散備蓄を適切に組み合わせて、必要な生活物資の確保に努める。また、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。

市は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄にあたっては、指定された避難場所又はその近くで地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。

(1) 飲料水の確保体制の整備
市は、県及び愛知中部水道企業団と相互に協力して、発災後１週間は１人あたり１日３リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるよう、被災後の経過日数ごとに目標数量、給水方法などを定め、給水用資機材の整備や飲料水の確保体制の整備に努める。 また、単独で対応できない大規模な災害を想定し、他市町村等と協定を締結するなど、相互応援体制の整備に努める。
(2) 食品及び生活必需品の確保
市を始め防災関係機関は、食品及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備又は耐震性・耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。 ① 米穀の確保 市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。 なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により調達を図る。 ② 主食及び副食の確保 市は、乾パンなどの主食とともに野菜などの副食を、自ら確保又は関係機関から調達する。 ③ 生活必需品の確保 確保すべき主な生活必需品としては次のものが考えられ、これらを計画的に備蓄するものとする。 ・毛布、被服（肌着等） ・日用品（タオル、石けん、ちり紙等） ・炊事道具・食器類（鍋、やかん、茶碗、はし等） ・光熱用品（エルピーガス、懐中電灯、ローソク、乾電池等） ・医薬品等（救急セット等）、衛生用品（生理用品、紙おむつ等） ・仮設トイレ、簡易トイレ

第４章　避難行動の促進対策

避難勧告等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。

市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民等の安全確保に努めるものとする。

第１節　気象警報や避難指示（緊急）等の情報伝達体制の整備

市は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

第２節　緊急避難場所及び避難道路の指定等

１．緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所の選定

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア　広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ　広域避難場所における避難者１人当たりの必要面積は、おおむね２㎡以上とする。

ウ　広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配

置するものとする。

エ　広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の２％未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ　広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ　広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m以上、建ぺい率５％程度、疎開地では 200m以上、耐火建築物からは 50m以上離れている所とする。

キ　地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所の確保

広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者１人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

２．避難道路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア　避難道路はおおむね 8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ　地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ　避難道路は、相互に交差しないものとする。

エ　浸水等の危険のない道路であること。

オ　自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第３節　避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

１．市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

①「避難勧告等に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

②いざというときに躊躇なく避難指示（緊急）を発令できるよう、具体的な区域を設定すること

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整

備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとし、中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台は、市が、避難勧告等の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言を行うものとする。

(3) 事前準備

市は、避難勧告等を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第４節　避難誘導等に係る計画の策定

１．市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

①避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

②緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

③緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

④緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

ア　給水措置

イ　給食措置

ウ　毛布、寝具等の支給

エ　衣料、日用必需品の支給

オ　負傷者に対する応急救護

⑤緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

ア　緊急避難場所や避難所の秩序保持

イ　避難者に対する災害情報の伝達

ウ　避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

エ　避難者に対する各種相談業務

⑥災害時における広報

ア　広報車による周知

イ　避難誘導員による現地広報

ウ　住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

①学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

②義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

③病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

第５節　避難に関する意識啓発

１．市における措置

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。

また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、広報誌・ＰＲ紙などを活用して広報活動を実施するものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

①緊急避難場所、避難所の名称

②緊急避難場所、避難所の所在位置

③避難地区分け

④緊急避難場所、避難所への経路

⑤緊急避難場所、避難所の区分

⑥その他必要な事項

・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

①平常時における避難のための知識

②避難時における知識

・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること
・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること）
・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自信が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと

③緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

①防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

②指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。

③市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第５章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

■市長等は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。

■市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。

■市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成６年愛知県条例第３３号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

■社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

■市及び県は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第１節　避難所の指定・整備

１．市における措置

（１）避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

（２）指定避難所の指定

①　市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活

動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

②　避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

＜一人当たりの必要占有面積＞

１㎡／人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
２㎡／人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
３㎡／人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。
　また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

③　指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

④　必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

⑤　指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

（３）避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

①情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

②運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

③バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等

（４）避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

（５）避難所の運営体制の整備

①市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

②市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

③避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

第２節　要配慮者支援対策

１．市及び社会福祉施設等管理者における措置

（１）社会福祉施設等における対策

①組織体制の整備

施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

②施設の耐震対策

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

③緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

④防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

⑤防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

（２）在宅の要配慮者対策

①緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

②応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

③防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防

災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

（３）避難行動要支援者対策

①市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。

②避難行動要支援者名簿の整備等

ア　要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

イ　避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

ⅰ）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

・65 歳以上のひとり暮らしの者
・65 歳以上のみの世帯の者
・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく要介護状態区分 3 から 5 までの要介護者
・身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年旅客鉄道株式会社公告）に基づく第 1 種身体障害者
・療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に基づく療育手帳の交付を受けた者
・上に掲げる者のほか、避難に支援が必要と認められる者

ⅱ）避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手は、「日進市災害時要援護者地域支援制度実施要綱」に基づき登録された者に対して定められた手続きに従うものとする。

ウ　避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶え

ず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

エ　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例等の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

③市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

④避難支援体制の整備

市関係課、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、尾三消防本部、愛知警察、消防団、自主防災組織、自治会等を「避難支援等関係者」とし、安否確認、情報伝達、避難誘導、救助等の避難支援体制の整備に努める。

⑤名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。同意方法は、原則として口頭又は書面により行う。避難行動要支援者が重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関し同意により生ずる結果を判断できない場合は、親権者や法定代理人等から同意を得られれば、その者が同意したものとみなす。避難支援等関係者に情報提供を行う場合は、個人情報が適切に取り扱われるよう指導し、必要に応じて報告させるものとする。

⑥要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難勧告等を発令した場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページやツイッター・フェイスブックに加え電話、ＦＡＸによる情報伝達に努めるものとする。

⑦避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供する事に同意した避難行動要支援者の避難支援を、避難情報に基づき行う。

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

２．外国人等に対する防災対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

① 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなどの標識等を簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化の推進を図る。
② 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
③ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。
④ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
⑤ 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるための体制整備を推進する。

第３節　帰宅困難者対策

南海トラフ地震の被害予測による帰宅困難者数は約 11,000～約 13,000 人と想定され、本市では災害時に帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の予防措置をとるものとする。

１．市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

（１）帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

（２）事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

（３）一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

２．支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第６章　応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

■地震災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

１．市及び防災関係機関における措置

（１）防災施設等の整備

地震災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

（２）防災用拠点施設の整備促進

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

（３）公的機関の業務継続性の確保

①　市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

②　市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

ア　首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制
イ　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
ウ　電気・水・食料等の確保
エ　災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
オ　重要な行政データのバックアップ
カ　非常時優先業務の整理

（４）応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定

期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

（５）人材の育成等

市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

このほか、市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

（６）防災中枢機能の充実

市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備え非常用通信手段の確保を図るものとする。

また、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

（７）浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

（８）地震計等観測機器の維持・管理

市は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動地震・対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

（９）緊急地震速報の伝達体制整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

（１０）防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、庁舎等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るよう努める。

２．尾三消防本部等消防機関における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

３．情報の収集・連絡体制の整備

（１）情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

（２）通信手段の確保

①通信施設の防災構造化等

市等防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

②通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること）に整備し、その保守点検等を実施する。

③ヘリコプター等からの映像電送システムの導入検討

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプター等からの映像電送システムの導入を検討する。

４．救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救出救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し，又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

５．道路等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輌では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輌を導入に努める。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

６．非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

（１）給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかなくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量（L/人・日）	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3 日	3	概ね 1km 以内	耐震性貯水槽、タンク車
4 日～10 日	20	概ね 250m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11 日～21 日	100	概ね 100m 以内	同上
22 日～28 日	被災前給水量（約 250）	概ね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

（２）非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

①最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

②水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

③受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

④プール、ため池、沈澱池、河川の利用

ア　比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受けること。

イ　飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

⑤井戸の利用

ア　浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。

イ　生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

７　物資等の備蓄、調達供給体制の確保

（１）市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

（２）市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り１週間分程度の食料を備蓄しておくよう啓発する。

（３）市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。

８．応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

９．災害廃棄物処理に係る事前対策

（１）災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）及び愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

（２）広域連携、民間連携の促進

市は、中部地方環境事務所や県（環境局）と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

１０．罹災証明書の発行体制の整備

（１）市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

（２）市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第７章　都市防災化計画

■都市における大震火災に対する安全確保のためには、建築物等の耐震不燃化とともに、公園・緑地、街路等の防災空間（オープンスペース）を整備することが重要である。従って、「緑の基本計画」等をもとにオープンスペースを確保して良好な居住環境を創出する等、大震火災に対する防災性の向上を図ることとする。

■広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅設置、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、あらかじめオープンスペースの活用方法について調整しておく。

対象場所等	方針等
木造家屋密集地	木造家屋の過密集中化は、災害時の被害増大の危険をはらんでおり、都市機能に与える影響は重大である。したがって、木造家屋が密集している地区においては、建て替え時には特に防災に留意する。
街路	街路は、災害時に機動性を確保する上で重要なものであるとともに、火災の延焼防止や避難場所、避難路としての役割をもつものであるから、街路の構造、配置、幅員は防災面に配慮して計画する。
公園・緑地	公園・緑地は、被災者の避難場所として利用されるとともに、防火帯としての役割もあることから、計画的な配置により防災都市の機能を確保する。
土地区画整理事業の推進	市街化区域内における市街地整備として土地区画整理事業を推進することにより、建築物の不燃化や延焼遮断などを進め、健全な市街地の形成と防災機能の充実を図る。

第８章　液状化対策・土砂災害等の予防

■液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。

■地震により発生する地割れ・液状化や地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行うものとする。

■土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなどして、必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。

１．適正かつ安全な土地利用への規制誘導

液状化による被害や土砂災害等の予防対策としては、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への規制誘導を図る。

同時に、地盤地質などの自然条件を把握する自然環境に関するアセスメント等を実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。

２．液状化対策の推進

(1) 液状化危険度の周知

市は、あらかじめ液状化の可能性を予測した液状化マップを作成して、市民や建築物の施工主等に周知を図る。

また、平成23年度から25年度に行った東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査の中で、250ｍメッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、市町村を始め各防災関係機関に公表した。

(2) 建築物における対策工法の啓発

液状化現象は、地盤条件により発生の危険性が異なるため、市は、各地盤に対応した適切な対策工法の啓発を図る。

３．宅地造成の規制誘導

宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進めており、より安全な宅地とするための指導を行う。

また、災害防止パトロールをはじめ、通常の防災パトロールを通じ違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を行い、宅地の安全確保に努める。

４．土砂災害の防止

地震によって起こる土砂災害は、地震動によって直接起きるものと、地震後の降雨等により二次災害として起きるものがある。これらの対策として、「土砂災害防止工事の実施」、「地域住民への土砂災害危険箇所の周知徹底」及び「法的区域指定による土砂災害を助長・誘発する行為の規制」等を図る必要がある。

(1) 災害危険区域
・建築基準法第39条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊による危険の著しい地区は、「災害危険区域」として指定される。 ・この区域内において居室を有する建築物を建築する場合には、基礎及び主要構造部を鉄筋コンクリート造の構造とし、かつ外壁の開口部ががけに直面しないよう規制・誘導し、安全確保を図る。
(2) 急傾斜地崩壊危険区域
急傾斜地崩壊危険区域とは、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上の箇所で、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められる区域である。 このような区域では、次のような措置等により、安全確保を図る。 ・がけ崩れを助長したり誘発したりする行為の規制 ・標識等による住民等への周知 ・防災パトロール等によるがけ地の保全や管理についての住民指導 ・必要に応じた防災措置の勧告や改善命令
(3) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
土砂災害対策の緊急性の高い箇所について、市は県と協力して「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、指定区域では県から提供される資料を活用し、土砂災害を防止するための警戒避難体制の整備等を図るものとする。 また、中部地方整備局及び県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要な基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。 なお、土砂災害特別警戒区域に指定された所では、次のような制限等がある。 ・特定の開発行為の制限 ・建築物の安全性の向上 ・建築物に対する移転等の勧告

５．市における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

①市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等に関する資料を市地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

②市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エに掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）

イ　避難施設その他の避難場所及び避難道路その他の避難経路に関する事項

ウ　土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ　救助に関する事項

カ　前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ　急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけるエに規定する施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、アに掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

③市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報［土砂災害］）が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

警戒区域をその区域に含む場合、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配布、回覧板など様々な手法を活用して周知するものとする。

(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。

なお、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

(4) 宅地危険箇所の耐震化

県と協力し、大規模盛土造成地の把握するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

第９章　建築物等の安全化

■最近の建築物の構造上の安全性は、高い技術基準が確保されているものの、耐震性は多様な要素が複雑に関わっているため、技術的水準が確保された建築物も、巨大地震により被害を受けることがある。過去の教訓からより強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設については、一層耐震性を強化して倒壊防止に努めるものとする。

■住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

■交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

第１節　建築物の耐震推進

１．総合的な建築物の耐震性向上の推進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を図る。

２．「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。

３．日進市耐震改修促進計画

① 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の認定制度、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等の適正な施行に努めることとする。

②「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「日進市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推進していくこととする。
また、耐震改修促進計画において、耐震診断義務付け対象建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告期限を定めることとする。

③ 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとする。

４．公共建築物の耐震性の確保・向上

防災上重要な公共建築物の耐震性を確保するよう努め、新設の建築物については「耐震設計」を積極的に取り入れると同時に、「日進市耐震改修促進計画」に基づき、耐震性の向上を推進していくこととする。

また、民間の特定建築物、防災上重要な建築物及び一般の建築物についても、耐震診断の促進を図っていく。

第２節　公共施設安全確保整備計画

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害において耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

１．公共施設

(1) 道路施設
地震により道路、橋梁等が被災すると、住民等の避難、消防、医療活動、緊急物資の輸送活動等に困難をもたらす。このため、各道路管理者は、日頃から施設の危険箇所の調査とこれによる補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。また、南海トラフ地震等の大規模地震への備えとして、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づける道路として指定されることがある。
(2) 緊急輸送道路　➡注
ア　地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の輸送等）を円滑かつ確実に実施するため、必要な緊急輸送道路をあらかじめ設定し、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。 イ　緊急輸送道路は、県により第１次・第２次（第３次）緊急輸送道路が指定されており、その道路網を基に、次の路線を本市の緊急輸送道路網（第４次）として設定する。 ・第１次・第２次緊急輸送道路網とネットワークする。 ・市役所や総合運動公園等の防災拠点を連絡する。 ・市内をネットワークする。 ・隣接市町とネットワークする。
(3) 河川堤防
各河川管理者は、地震による堤防損傷に起因する浸水の防止対策を講じる。
(4) 下水道
下水道管理者は、住民等の安全で衛生的な生活環境を確保するため、災害時における下水道施設の機能を最低限確保するよう、地震による破損が想定される箇所及び老朽化の著しい施設の補強、整備に努めるとともに、今後新設する施設については、地質、構造等の状況を配慮して、耐震性の強化等耐震対策に努める。また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。 下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じるとともに、「下水道地震対策緊急整備計画」に基づき計画的に進めていく。

注）資料編 第８資料 13「緊急輸送道路」

２．公益施設

(1) 電力施設
中部電力株式会社は、災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため、電力施設の防災対策に努める。
(2) ガス施設
東邦瓦斯株式会社は、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止するとともに、早期復旧を図るため、その対策に努める。
(3) 上水道
・愛知中部水道企業団は、震災による水道の断水を最小限にとどめるため、被害箇所をできるかぎり少なくし、断水時間を短縮するよう、施設の防災性の強化に努める。 ・市と協力をして水道施設の被災時における応急給水及び応急復旧作業を円滑に実施するため、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を図る。
(4) 通信施設
・大規模地震時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上から重要であるため、電気通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に全力をあげて取り組む。 ・各種通信施設を活用した複数の通信手段（災害用伝言ダイヤル、災害用ブロードバンド伝言板など）を構築し、通信回線相互の適切な補完を図るとともに、平常時より設備の総点検を定期的に実施するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある場所へ設置する。
(5) 鉄道
名古屋鉄道株式会社は、構造物の補修及び改良を図って、耐震性の強化並びにその整備に努める。また、運転規制や巡回、点検等によって予防対策を講ずる。
(6) 農地、農業用施設
農地及び排水機、樋門、水路、ため池等の農業用施設の災害は、農地や農業用施設のみならず、一般公共施設等にも被害が及ぶことが予想されるため、老朽化した施設等の整備を推進するとともに、農業用施設の地震対策調査を行う。 また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

第３節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

東海地震等による災害から住民等の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的として、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。

(1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域において、被害要因をあらかじめ除去又は軽減する。
(2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を保護する。
(3) 地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保する。

地震防災上整備すべき必要な施設等は、県が作成する「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）」に基づく地震対策緊急整備事業、及び「地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）」に基づく地震防災緊急事業を始めとして、南海トラフ地震防災対策推進地域でもあるため、「地震防災緊急事業五箇年計画」によっても整備する。

また、市は、地震防災対策を推進するため、上記とは別に単独事業等も実施する。

１．地震防災施設の整備方針

各施設等の整備にあたっての基本的な考え方は次の(1)～(5)のとおりであり、これら相互の整合性を図り、総合的に推進するものとする。

(1) 防災業務施設の整備
<u>① 消防用施設の整備及び消火用水対策</u> ア 地震の発生時に予想される火災から、人命や財産を守るため、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設等の整備を図る。 イ 河川、農業用用排水施設等の流水を消火活動に活用する等、多角的な水源確保に必要な施設の整備を図る。 <u>② 通信設備及び情報処理体制の整備</u> ア 地震発生時及び東海地震注意情報・予知情報・警戒宣言発令時に予想される電話の輻輳、途絶に対応する情報体制の整備を図る。 イ 市は、初動対応に遅れ等が生じないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。 ウ 緊急地震速報を迅速に伝えるため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。 エ 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化及び情報システムの高度化を図るため、防災上重要な施設相互間における情報連絡網の整備とともに、無線設備等の整備を図る。画像監視カメラ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、インターネット、ワンセグ等、情報収集や連絡のシステムの整備に努め、伝達手段の多重化、多様化を図る。 オ 災害時の停電に備え非常用電源設備等もあわせて整備を図る。

(2) 地域の防災構造化
① 避難所等の整備 ・市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、避難所等の適切な整備を図る。また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて行政界を越えての避難を考慮して整備する。 ② 避難路の整備 ・幹線避難路等について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等、避難の円滑化を図る。 ③ 消防活動用空地の整備 ・人口密集地等で人家が連続し、道路未整備の区域では、十分な消防活動を行うことができないおそれがあるため、道路の拡幅等による消防活動空間の確保に努める。 ④ 共同溝・電線共同溝等の整備 ・災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝・電線共同溝、水管等の公益施設を収容するための施設について、各事業者及び地元と調整を行いつつ整備を図る。 ⑤ 老朽住宅密集市街地地震防災対策 ・建物の倒壊や火災延焼の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震、不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。
(3) 緊急輸送道路の整備
① 道路の整備 ・地震発生時に予想される道路の寸断に備え、緊急輸送のためのルートの多重化や代替性を考慮し、空路を含めた緊急輸送ネットワーク（橋梁等社会基盤施設を含む。）を構築する。 ・市役所や総合運動公園等の防災上重要な拠点と知事が指定した緊急輸送道路とを結ぶ道路を整備し、事前に交通障害の解消又は軽減措置を図る。 ② 防災ヘリポートの整備 ・緊急輸送、救援活動等において空路を有効に活用するため、防災ヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。
(4) 防災上重要な建物の整備
① 医療救護施設の整備 ・在院患者の安全と医療救護機能を維持するため、病院施設の耐震化の促進を図る。 ② 社会福祉施設の整備 ・社会福祉施設の利用者等を地震災害から守るため、施設の耐震化を図る。 ③ 学校等施設の整備 ・児童生徒等の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等施設の耐震化を図る。 ④ 不特定多数の人が利用する公共施設の整備 ・教養文化施設、集会施設、スポーツ施設、レクリエーション施設等、不特定多数の人が利用する公共施設の耐震化を図る。

⑤ 庁舎、消防施設等の整備
・庁舎、消防施設、緊急物資集積所等、災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
⑥ 地域防災拠点施設
・地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報、訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。
・災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として活用できるよう、交通広場等のオープンスペースの整備を図る。

(5) 災害応急対策用施設等の整備

① 飲料水、電源等を確保するための施設又は設備の整備
・飲料水を確保するため、市は配水池等の上水道施設の耐震化及び緊急連絡管並びに緊急遮断弁の整備を促すとともに、応急対策、避難対策等の拠点施設等に飲料水、電源等を確保するための組立水槽、小型浄水機、発電機等の整備を働きかける。
② 防災備蓄倉庫の整備
・食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、防災備蓄倉庫の整備を図る。
③ 応急救護設備等の整備
・負傷者の応急救護等の救護機能を確保、強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
④ 緊急輸送用車両等の整備
・緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

２．地震対策緊急整備事業計画

概要	内容	地震防災対策強化地域について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画
	対象地域	地震防災対策強化地域
	作成主体	県知事
	依拠する法律等	「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第３条第１項に掲げる施設等の整備に関する事項
	備考	一部の事業については、国の補助率かさ上げがある。
経緯		昭和 55 年に初めて５カ年計画として作成し、その後、昭和 60 年度、平成 2 年度、平成７年度、平成 12 年度、平成 17 年度、平成 22 年度の６回、それぞれ５年間期間を延長しつつ計画を修正し、この計画に基づき事業を実施してきている。

３．地震防災緊急事業五箇年計画

<table>
<tr><td rowspan="5">概要</td><td>内容</td><td>都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年計画</td></tr>
<tr><td>対象地域</td><td>愛知県全域</td></tr>
<tr><td>作成主体</td><td>県知事</td></tr>
<tr><td>依拠する法律等</td><td>「地震防災対策特別措置法」第３条第１項に掲げる施設等の整備</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>一部の事業については、国の補助率かさ上げがある。</td></tr>
<tr><td>経緯</td><td colspan="2">平成 8 年度から平成 12 年度を計画期間とする第１次五箇年計画を作成し、その後、平成 13 年度から平成 17 年度を計画期間とする第２次五箇年計画により事業を実施し、平成 18 年度から平成 22 年度を計画期間とする第３次五箇年計画を経て、現在、平成 23 年度から平成 27 年度を計画期間とする第４次五箇年計画に基づき事業を実施している。</td></tr>
<tr><td>実施事業</td><td colspan="2">第２次五箇年計画に基づくもの：
<table>
<tr><th>事業名</th><th>事業の概要</th><th>経費（百万円）</th><th>整備年度</th></tr>
<tr><td>地域防災無線設置事業</td><td>避難所等への無線機の設置</td><td>１５０</td><td>１６</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

４．その他の事業

市は、地震防災対策事業の推進を図るため、市単独及び国、県が交付する補助金等を活用し地震防災対策事業を実施する。

第４節　文化財の保護

文化財の保護のため、住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備を図る。

１．市における措置

① 文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
② 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。
③ 災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
④ 適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
⑤ 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防活動用空地等の施設の設置を促進する。
⑥ 文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

２．応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

第１０章　火災予防・危険性物質の防災対策

第１節　火災予防対策計画

住宅の過密化や建築物の多様化、危険物需要の拡大等により、地震発生に伴って大規模火災の発生及び人的、物的被害が生じることが予想される。このため、市及び尾三消防本部は、消防力の強化に併せて、火災予防のための指導の徹底に努める。

１．一般家庭に対する指導

市は、消防団、自主防災組織等と協力して、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用水の確保の普及徹底を図るとともに、これら器具の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震時における初期消火活動の徹底を図るものとする。

(1) 住宅用防災機器の普及

住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難に役立てるため、住宅用防災機器、その他の物品及び機械器具の普及促進を図る。

(2) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市は、市民に対し、地震を感じたら消火すること、耐震自動消火装置を設置すること、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

(3) 電気器具からの出火の予防

市は、市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、コンセントを抜き、特に避難する場合はブレーカを落とすことなどを普及啓発する。

２．防火対象物の防火体制の推進

多数の者が利用する防火対象物では、火災が発生した場合の危険性が大きい。このため、尾三消防本部は、消防法に規定する防火対象物については防火管理者を必ず選任させ、震災対策事項を加えた消防計画の作成を指導し、この計画に基づく消火、避難訓練、消防用設備等の点検整備等の実施により、防火対象物に対する防火体制の推進を図る。

３．立入検査の強化

尾三消防本部は、消防法第4条に規定する立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、当該区地域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

４．危険物等の保安確保の指導

（１）危険物等保安確保の指導

尾三消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者又は占有者に対し、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導する。

また、これら施設等について、消防法の規定による立入検査を必要に応じて実施し、災害防止上、必要な助言又は指導を行うものとする。

なお、少量危険物施設並びに指定可燃物施設にあっては、危険物施設に準じて立入検査等を実施するものとする。

（２）震災時の出火防止対策の推進

市は、地震時における電気に起因する火災を防止するため、感震ブレーカー等の普及や、自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を図るものとする。

５．建築同意制度の活用

市及び尾三消防本部は、建築物の新築、増築等に際し、計画の段階で防火上の安全性を確保できるよう、消防法第７条に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。

第２節　危険性物質等防災計画

地震時に危険性物質等施設の火災や危険性物質等の流出が発生した場合は、周辺地域に多大な被害が生じるおそれがあることから、危険性物質等を取り扱う事業所等においては、施設等の耐震性強化とともに、保安及び自衛体制の充実を図り、地震被害の防止に努める。

市及び尾三消防本部は、消防法等各種法令に基づき、防災指導及び教育を行う。

第１１章　広域応援体制の整備

市は、地震災害が発生した場合に、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。応援協定の締結にあたっては、大規模な地震等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方にある団体との協定締結も考慮するものとする。

第１節　広域応援体制の整備

(1) 応援協定の締結等
①相互応援協定 市は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。 ②民間団体等との協定 市は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。
(2) 応援要請、受け入れ体制の整備
・災害時の応援要請・受入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手段、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。 ・平常時から協定を締結している他市町村及びその他防災関係機関等との間で、共同訓練、情報交換等を実施する。 ・大規模な災害が発生し、市内外からの広域的な応援を受ける場合には、自衛隊・警察・消防をはじめとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点について、関係機関と調整の上、確保に努める。 ・緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

(3) 他自治体災害時の応援活動体制の整備
・被災市町村から応援要請を受け、又は緊急を要し応援要請を待ついとまがなく派遣しようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう、支援体制の整備を図る。 ・派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう、自己完結型の体制とする。

市及び防災関係機関は、応援要請を行うにあたって、以下の点に留意するものとする。

主体	内容
市及び防災関係機関	① 資料の提供及び交換 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。 ② 応急措置等の要請 ・防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請について、あらかじめ手続きを定めておく。 ・市長は、本市の地域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により他市町村に対して協定に基づき応援を求めることができる。 ③ 費用の負担 費用の負担については、災害対策基本法（同法第７章）ほか、協定締結内容による。 ④ 救援隊等の要請 市長は、大規模な災害が発生した場合、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき、援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

第２節　救護隊等による協力体制の整備

主体	内容
市及び尾三消防本部	① 緊急消防援助隊 ア 大規模災害時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努める。 イ 南海トラフ地震等における国全体の運用方針等や最大震度に応じた迅速出動により、地震発生直後から愛知県への応援出動が行われることを考慮して、受援体制を早急に整えるための準備に努める。 ② 広域航空消防応援 大規模特殊災害が発生した場合に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が円滑、迅速に実施できるように努める。 ③ 愛知県内広域消防相互応援協定 愛知県内に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるように努める。

第３節　支援物資の円滑な受援供給体制の整備

１　市における措置

（１）災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

（２）訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しに努めるものとする。

第１２章　災害対策基金

市と住民等が一体となって推進する災害に強いまちづくりに係る事業や災害発生に際し、市が災害救助関係の経費等にあてるため、日進市災害対策基金条例（➡注）に基づき、災害対策基金の積立をおこなう。

注）資料編 第 条例・要綱 ５「日進市災害対策基金条例」

第３編　災害応急対策計画

目次

第１章　活動体制（組織の動員配備）　3-1
第２章　通信の運用　3-5
第３章　地震情報等の伝達　3-6
第４章　被害状況等の収集・伝達　3-8
第５章　広報　3-12
第６章　避難　3-14
第７章　要配慮者支援対策　3-19
第８章　帰宅困難者対策　3-21
第９章　救出　3-22
第１０章　消防活動　3-24
第１１章　医療救護・防疫・保健衛生対策　3-26
第１２章　水・食品・生活必需品の供給　3-28
第１３章　緊急輸送対策等　3-33
第１４章　鉄道施設・ライフライン施設の応急対策　3-37
第１５章　ボランティアの受入計画　3-46
第１６章　応援協力・派遣要請　3-48
第１７章　環境汚染防止及び廃棄物処理計画　3-55
第１８章　警備・危険性物質等対策　3-57
第１９章　遺体の取扱い　3-59
第２０章　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定　3-62
第２１章　住宅対策　3-63
第２２章　学校における対策　3-67
第２３章　航空機の活用　3-70
第２４章　災害救助法の適用　3-71

第１章　活動体制（組織の動員配備）

■地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、市災害対策本部等を設置し、指定地方公共機関をはじめ他の公共的団体及び住民等の協力を得て、応急対策活動を行う。
■各防災関係機関は、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
■要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

１．災害対策本部の組織

市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動体制を確立する。

災害対策本部は、市長を本部長として市の全機構を活用し、情報収集、災害救助その他災害に対して応急対策活動を実施するためのもので、副本部長には、副市長、教育長及び消防団長をあて、災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設置する。

２．災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、次の区分により設置する。なお、市長は、市災害対策本部の設置を県（防災安全局）へ直ちに報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

① 地震発生による場合
市内に震度５弱以上の地震が発生したとき。
② 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発せられた場合
③ 市長の命令で設置する場合
地震等により地域に相当規模の災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときで、市長が必要と認めたとき。

災害の発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき、災害対策本部を廃止する。市長はその旨を県（防災安全局）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

３．災害対策本部の配備

(1) 災害対策本部
災害対策本部の組織及び運営は、日進市災害対策本部条例に定めるところによることとし、その活動は日進市災害対策本部任務分担表（➡注）により行う。
(2) 本部員会議
① 本部員会議の組織 本部員会議は本部長、副本部長、各部長、及び本部長が必要と認める者で災害対策活動の基本的事項について協議を行う。 ② 本部員会議で協議する事項 ・災害対策本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。 ・関係機関への情報伝達及び応援要請に関すること。 ・避難勧告等の発令及び災害救助法の適用に関すること。 ・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ③ 本部員会議の開催等 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

４．災害対策本部の標識等

① 災害対策本部が設置されたときは、その設置を示す標識を庁舎正面玄関に掲げる。
② 災害活動に従事する職員は、防災服を着用することとし、状況により活動に適した服装をすることができる。

注）資料編 第１ 条例・要綱　４「日進市地震災害警戒本部運営要綱」別表第１

５．非常配備体制の区分と基準

市職員は、以下の基準に基づき、各非常配備につくものとする。

種別	配備内容	配備基準
第一次 非常配備	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とし、危機管理課、総務課、道路建設課、土木管理課の一部が待機する体制とする。	・市において震度４の地震が発生したとき「自動指令」➡注 ・その他本部長もしくは総務部長が必要と認めたとき
第二次 非常配備	小規模な災害応急対策を実施しつつ、その後の推移を警戒するために配備するもので、危機管理課、総務課、道路建設課、土木管理課の一部及び応急活動に対応できる必要な人員により活動する体制とする。	・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発せられたとき ・市において震度５弱の地震が発生したとき「自動指令」 ・その他本部長もしくは総務部長が必要と認めたとき
第三次 非常配備	大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合で、災害応急対策を実施又は実施のために待機する体制で、全職員により活動する体制とする。	・東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられたとき「自動指令」 ・市において震度５強以上の地震が発生したとき「自動指令」 ・その他本部長もしくは総務部長が必要と認めたとき

注）配備基準に「自動指令」とある場合は、当該の事態が発生した場合には、配備内容に示す職員は自主参集しなければならない。

６．非常連絡

各非常配備体制をとる場合、対象職員等への非常連絡を行う。

① 勤務時間内

危機管理課職員は、非常配備に該当する警報その他緊急情報等を受理したとき、又はその他の方法により確認したとき、もしくは市内において非常配備基準に該当する災害が発生した場合には、直ちに危機管理課長又はこれに代わる者に報告し、非常配備についての指示を仰ぐ。その後、非常配備につくよう班長又はこれに代わる職員に連絡する。

② 勤務時間外

宿日直職員は、前項と同様の情報を受理したときは、総務部長又は危機管理課長に連絡する。

③ 非常連絡系統

職員への非常連絡は、非常配備体制の班長又はこれに代わる職員から行うものとし、連絡方法の詳細は、各班において事前に定める。

７．非常配備の場所

職員の集合場所は、第一次及び第二次非常配備の場合は災害対策本部室、第三次非常配備の場合は通常の勤務場所とする。

なお、配備場所の詳細については、各部において事前に定めておくものとする。

８．防災関係機関等

防災上重要な機関又は施設の管理者は、地震等により災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その所掌する災害応急対策を速やかに実施するとともに、他の防災関係機関の応急対策が円滑・的確に行われるよう、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。また、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

第２章　通信の運用

大規模地震災害では通信回線の輻輳や混乱が予測されるため、市及び防災関係機関は、災害に関する予報、警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の重要な通信の確保を図る。

主体	内容
市及び防災関係機関	① 通信連絡機能の確保 ・大規模地震時には電気通信の途絶や通信手段の障害などが予測されることから、情報の交換をはじめ防災活動上、無線通信機能の確立が重要となる。 ・市は、防災行政無線による情報の収集・伝達を図るため、移動無線、可搬型無線機等の応急用資機材を確保する。 ② 通信途絶時の通信施設の利用 ア 地震時に通信施設が途絶し利用できないとき、又は利用することが著しく困難であるときは、次の無線通信施設を非常用に利用することができるものとする。 イ なお、その使用要件としては、地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序維持のために行われる場合に限られる。 ・タクシー無線 ・民間の業務用無線 ・アマチュア無線 ・パーソナル無線 これらの非常無線通信は無線局が自ら発受するほか、災害対策関係者から依頼されたとき、又は関係機関以外の者から人命の救助、災害の救援交通通信の確保維持に関する事態にいたったときに、災害対策に対し協力をするものとする。

第３章　地震情報等の伝達

地震情報等を各機関との密接な連携のもとに、迅速かつ的確に伝達するため、その方法及び組織等について定める。

１．情報等の種類、発表基準等

地震に関する情報は、気象庁又は名古屋地方気象台から次のような基準で発表される。

種　類	内　容　等
震度速報	国内で震度３以上となる地震が観測されたときに、各地域の震度を地震発生の約１分半後に速報する。
震源・震度に関する情報	震源の位置、地震の規模、震度３以上の地域名と市町村を発表する。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	愛知県内で震度１以上の地震が観測されたときに、震源の位置、地震の規模、愛知県及び隣接県（静岡、長野、岐阜、三重の各県）内の各観測点の震度を地震発生の10分後をめどに発表する。
地震回数に関する情報	以下に示す地域で地震が多発したときに、震度１以上を観測した地震の回数を発表する。 （長野県北部、長野県中部、長野県南部、岐阜県飛騨地方、岐阜県美濃東部、岐阜県美濃中西部、静岡県伊豆地方、静岡県東部、静岡県中部、静岡県西部、愛知県東部、愛知県西部、三重県北部、三重県中部、三重県南部、伊豆半島東方沖、駿河湾、駿河湾南方沖、遠州灘、三河湾、伊勢湾、三重県南東沖、和歌山県南方沖、東海道南方沖、南海道南方沖）
地震に関する特別警報	震度６弱以上の緊急地震速報が該当し、数十年に一度程度の重大な災害の起こるおそれがある時に発表する。

なお、上記の基準のほか、名古屋地方気象台が必要と認めた場合には、情報を発表することがある。

２．情報の伝達

主体	内容
市	震度５弱以上などの重大な地震情報等の伝達を受けたとき、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくとともに、次の方法により速やかに住民等に周知徹底するものとする。 ① 小学校等に設置したモーターサイレンの吹鳴パターン等による。 ② 市ホームページやツイッター・フェイスブックによる。 ③ 伝達組織（行政区長等）を通じる。 ④ 市広報車による。 ⑤ 報道機関に依頼する。 ⑥ エリアメールによる。

※伝達方法

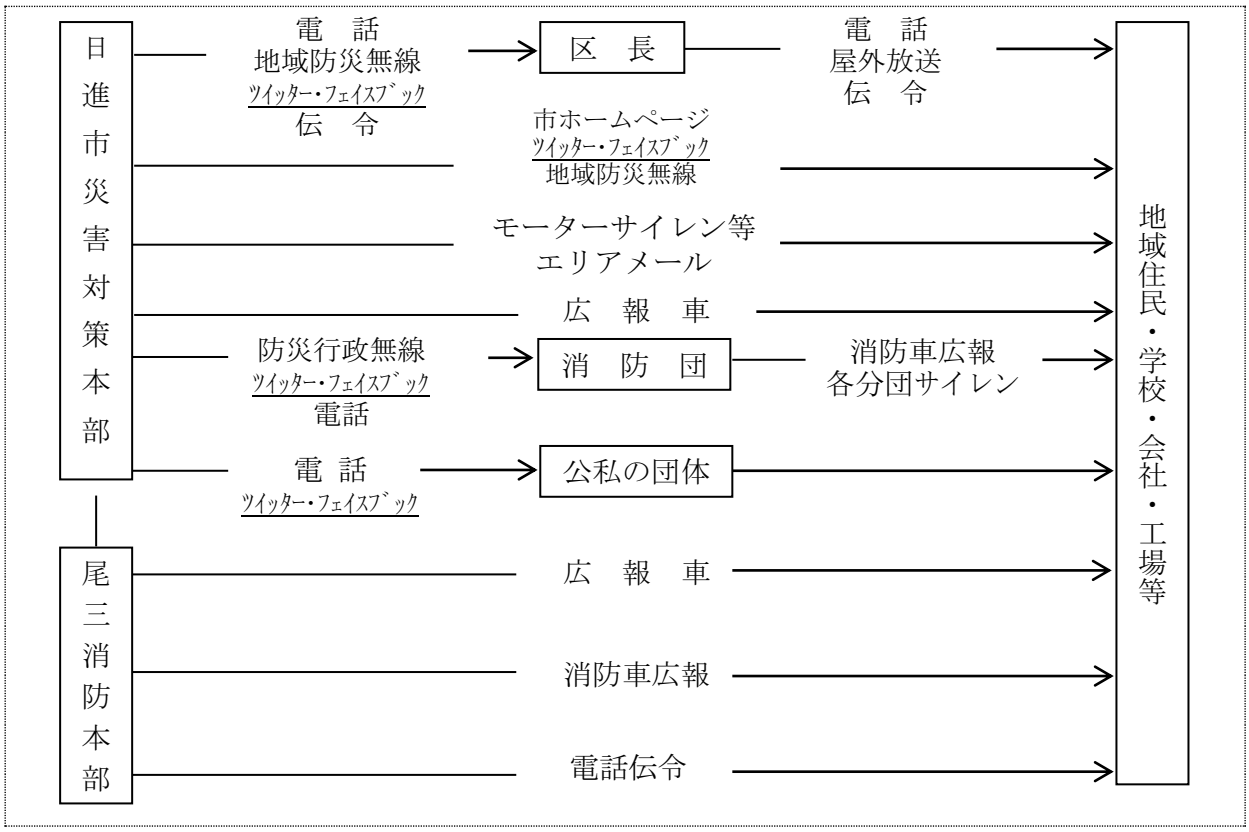

第４章　被害状況等の収集・伝達

■発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。
■市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。
■市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。
■被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。
■各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

１．情報の一般的収集、伝達系統

① 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害対策応急活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。
② 情報の収集伝達については、防災行政無線及び一般電話（ＦＡＸを含む。）のほか、市ホームページや災害時優先電話、あるいは携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を利用する。同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するため防災行政無線、災害時優先電話などにより防災関係機関相互の回線を確保する。
③ 通信連絡用機器の設置にあたっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないよう、設置個所に留意する。
④ 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
⑤ 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

２．県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システム（県防災行政無線）の効果的な使用を行う。

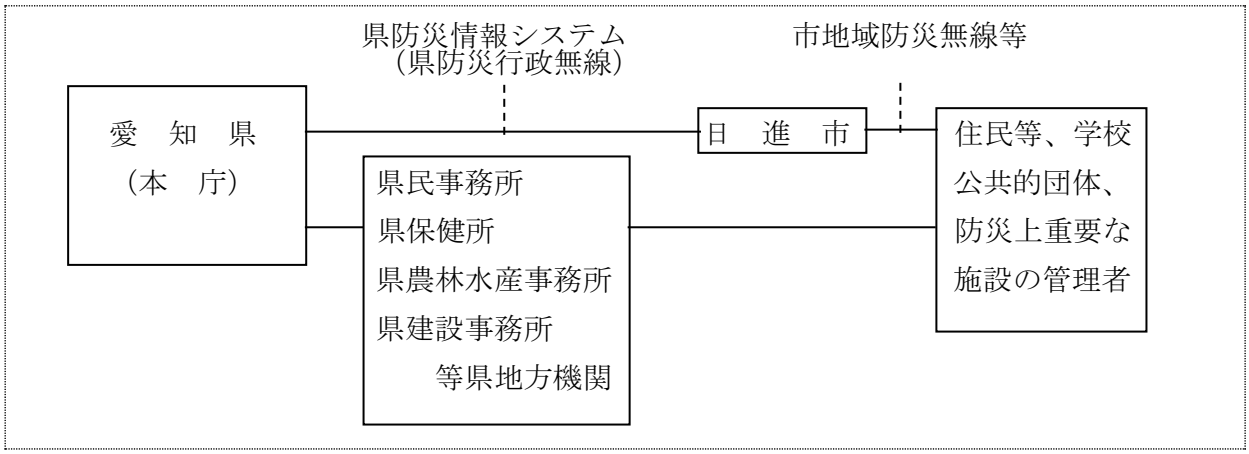

３．被害状況等の収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

地震に伴う災害が発生し、又は拡大するおそれのある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市又は警察に通報する。

４．市の措置

（１）被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

（２）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

この場合において、市長は、被害の発生地域、避難勧告等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

（３）行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集

に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

（４）火災、災害即報要領に基づく報告

①　市は、火災、災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。

なお、第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うこととする。

また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。

②　確定報告にあっては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

報告系統図

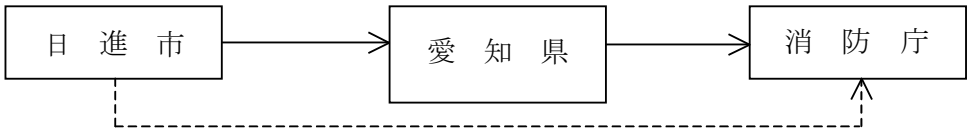

（県に連絡できない場合）

（５）被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

５．重要な災害情報の収集・伝達

① 関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。
② 市、指定公共機関の代表者は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。
③ 市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。ただし、安否情報の提供については、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

６．報告の方法

① 被害状況等の報告は、迅速確実な手段を使うものとするが、県への報告は原則として県防災情報システムを有効に活用して行う。
② 有線電話等が途絶した場合は、地域防災無線、消防・警察無線等、他機関の無線通信施設等を利用する。
③ 全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

７．市における災害応急対策活動実施のための情報収集・伝達

市は、被災状況等の情報収集のため、県の先遣・情報収集チームを受入れるものとする。先遣・情報収集チームは、情報を市災害対策本部に伝達するとともに、逐次、愛知県災害対策本部尾張方面本部へ報告する。

第５章　広報

■震災時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民等に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は緊急事態用広報計画を作成するものとし、広報活動を展開するものとする。

■混乱が終息した後は、民心の安定と速やかな応急対策の実施を図るため、防災関係機関は広聴活動を行い、災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

主体	内容
市、消防及び警察等防災関係機関	① 広報活動 ア 広報の手段 ・報道機関（テレビ・ラジオ局、ケーブルテレビ、通信社、新聞社）への情報提供 ・防災行政無線 ・市ホームページやツイッター・フェイスブックへの掲載 ・携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供 ・広報紙等の配布 ・広報車の巡回 ・掲示板への貼り紙 ・その他の広報手段 イ 広報の内容 ・災害発生状況 ・災害応急対策の状況 ・交通状況 ・給食・給水実施状況 ・衣料・生活必需品等の供給状況 ・地域住民のとるべき措置 ・避難勧告、避難指示（緊急）、避難所及び救護所 ・その他必要事項 ウ 広報活動の実施方法 ・避難情報等については、災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。 ・各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。

	② 災害広聴 混乱が終息したときは、各防災関係機関は、できるかぎり相談窓口等を開設し、被害を受けた住民等からの相談、要望等を聴取の上、必要な応急対策の推進にあたる。
	③ 報道機関に対する情報発表 災害対策の重要な事項は、必ず報道機関に対し発表するとともに、収集された情報についてもその内容を各報道機関に提供する。各報道機関が行う取材活動については、適切に対応・協力する。

第６章　避難

第１節　避難対策

市長等は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じて避難のための可能な措置をとることにより、住民等の生命、身体の安全の確保に努めるものとする。

１．市における措置

（１）避難の指示等

地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。

（２）知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は「屋内安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。

（３）報告（災害対策基本法第60条第4項）

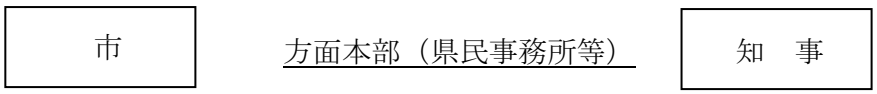

（４）他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

２．水防管理者における措置

（１）立退きの指示

著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

（２）通知（水防法第 29 条）

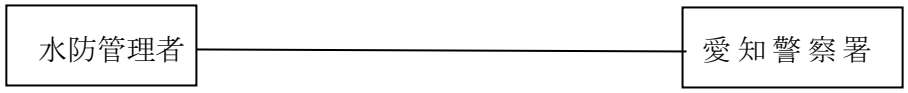

３．避難の措置と周知

避難勧告等を発令した者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民等に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民等への周知徹底

避難勧告等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線をはじめとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速、的確に伝達する。

伝達手段としては、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、モーターサイレン（下表参照）、市ホームページやツイッター・フェイスブック、広報車の巡回、

あるいは自主防災組織・自治会等を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

状況	サイレンパターン
東海地震 警戒宣言発令 （地震防災信号）	「45 秒吹鳴・15 秒休止」を 9 回繰り返す 〇45 秒－ 休止 15 秒　〇45 秒－ 休止 15 秒…

(2) 関係機関の相互連絡

市、県、警察署、消防署、自衛隊等は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡する。

４．避難の誘導等

(1) 市職員、警察官、消防署員、消防団員その他の避難措置の実施者等は、住民等が安全かつ迅速に避難できるよう、避難先への誘導に努めるものとする。

(2) 誘導にあたっては、できるかぎり自主防災組織等ごとの集団により避難し、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

(3) 避難行動要支援者の情報把握については、社会福祉施設等を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。

(4) 市は避難場所等に避難した者のうち、住居等が喪失するなど、引き続き救助を要する者に対して、避難所を開設し、避難行動要支援者に配慮して受入れ保護する。

５．応援協力関係

(1) 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

(2) 市は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。

(3) 市は、災害が発生し、被災した住民の市域を越えての避難が必要となる場合は、県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

第２節　避難所の開設・運営

市は、地震災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。また、市及び県は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」や市の「避難所活動マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、福祉避難所を開設したり、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

１．避難所の条件

市は、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて避難所を指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事項を十分に勘案することとする。

① 被災者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震、耐火の建築物があるか、もしくは仮設住宅やテント等を設置することが可能な規模を有する。
② 周囲にがけ崩れのおそれのあるがけ、石垣等がない。
③ 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にある。
④ 周囲に多量の可燃物資の貯蔵施設がない。
⑤ 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められる。
⑥ その他、被災者が生活する上で、市が適すると認める場所である。

２．避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点①～⑫に留意する。

なお、大規模地震時には避難生活が長期化し、避難者の心身の健康を損なうことも想定されるため、避難所における生活環境の整備に努めるものとする。

① 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営
市や県が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図る。
② 避難者の把握
必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努める。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。
③ 避難所が危険になった場合の対応
避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適

切な措置を講じる。

④ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保、人権侵害の防止（ドメステイックバイオレンス等の暴力防止）等に配慮する。

⑤ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

⑥ 避難者への情報提供

市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。

⑦ 要配慮者へ支援

避難所内に要配慮者がいる場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて福祉避難所を早期に開設するよう努める。

⑧ 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとる。なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。

⑨ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

⑩ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯやボランティア等の協力が得られるよう努める。

⑪ ペットの取扱

ペットと同行している避難者に対し、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼

育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。　➡注1

⑫ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」（県と県内５つの生活衛生同業組合との協定）に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

３．災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。　➡注2

４．被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

注1）資料編 第 10　様式「避難所ペット登録台帳」
注2）資料編 第６ 災害救助法 ２「災害救助法施行細則」第５条関係「収容施設の供与」

第７章　要配慮者支援対策

１．避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

２．避難行動要支援者の避難支援

① 避難のための情報伝達

要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車など複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

② 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

③ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用する。

④ 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

３．避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

４．福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

５．福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

６．県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

７．外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

(1) 国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
(2) 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用
(3) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
(4) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第８章　帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

市は、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供等支援体制の構築、及び必要に応じて一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

事業所や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

１．市における措置

① 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。
また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

② 各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。

③ 帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

④ 安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

２．支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第９章　救出

市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）は、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。行方不明者は捜索し保護する。また、救出にあたっては、要配慮者を優先する。

(1) 救出対策
ア 市、消防、警察、消防団は、緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については医療機関（救護所を含む。）に搬送する。 イ 大震災時においては多数の救出者の発生が予想され、その上、火災の同時多発により消防機関を主体とした救助は非常に困難と判断されることから、次の点に留意する。 ・市広報並びにラジオ、テレビ放送等を通じて、住民等に対して隣保共助の精神を訴え、救出活動の積極的な参加を呼びかける。 ・会社、工場その他事業団体等に対して協力を求める。 ・交通不能な場所に備え、重傷者の救出活動等の計画を事前に検討・樹立しておく。
(2) 対象者
災害が原因で生命身体が危険にさらされ、早急に救出しなければならない状態にある、次の者 ・火災の際に危険な現場から脱出できない者 ・地震の際に倒壊家屋に閉じ込められた者　等
(3) 救出の方法
被災者の救出は、市消防団、尾三消防本部を主体とした救出隊により実施するものとし、特に災害が甚大なときは、県に救出班の派遣要請をする。
(4) 応援協力関係
・市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し、救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について、応援を要請する。 ・広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市・尾三消防組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互の救出応援を行う。
(5) 合同調整所の設置
災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。 また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）

等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。
(6) 期間、費用等
災害救助法が適用された場合の救出期間、経費等は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。　➡注

注）資料編 第６ 災害救助法 ２「災害救助法施行細則」第５条関係「災害にかかった者の救出」

第１０章　消防活動

第１節　消防活動に関する計画

１．消防活動の目標

大規模地震発生時には、火災の多発により大きな人命危険が予想されるので、消防署、消防団はもとより住民等、事業所をあげて出火防止と初期消火を行うとともに、関係防災機関と連携を保ちつつ、人命の安全確保と財産保護に努める。

２．大規模火災対策

大地震による同時多発の火災から人命を保護するため、発災時において住民等や事業所に出火防止と初期消火の徹底を期すよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うとともに、消防団を含めてその全機能をあげて避難の安全確保及び延焼拡大防止を行う。特に住民等に与える影響の重要度合等を考慮し、災害事象に対応した防御活動を展開し、大震火災から住民等の生命、身体及び財産を保護する。

(1) 大震火災防御計画の推進
●防御方針 ① 火災件数が少ないと判断したときは、積極的な防御を行い、一挙鎮滅を図る。 ② 火災件数が消防力を上まわる場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防御する。 ③ 火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御にあたる。 ④ 火災が著しく多発し、住民等の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難者の安全確保のための防御にあたる。 ⑤ 大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。 ⑥ 高層建築物、その他大量の消防部隊を必要とし、他への延焼危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に、部隊を集中して防御にあたる。 ⑦ 大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼してしまった場合は、初期には市街地への延焼危険のある部分のみを防御し、後に上記の要領により防御する。 ⑧ 火災及び水災等の災害が同時に発生した場合は、原則として、火災防御を優先とする。
(2) 延焼阻止線
延焼阻止線は、火災発生地域の延焼火災及び消火不能地域からの延焼拡大した火災を、延焼阻止効果のあるところで集中的に防御し、阻止しようとするもので、地形地物、空地、水利の状況と動員部隊とを勘案して幅員の広い道路を予定する。

(3) 避難場所、避難路
ア 避難場所は市指定の避難場所等とし、その他身近な公園や広場等の空地についても熟知しておく。 イ 防御の重点は、河川に面した所は橋梁付近、その他の地点については避難上、特に障害が予想され、混乱を生ずると思われる地点とする。
(4) 消防活動計画図の作成
消防活動計画図は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難場所、避難路等を調査し、作成する。

３．消防団活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、次により出火防止をはじめとする住民等指導及び現有装備を活用して、延焼火災その他災害の防御にあたるものとする。

主体	内容
消防団	① 消防団本部の設置 消防団長は、消防団本部を設け、所属団員を指揮して市内の消防団活動にあたる。 ② 出火防止 発災と同時に居住地付近の住民等に対し、出火防止を広報するとともに、出火した場合は住民等を督励して初期消火の徹底を図る。 ③ 消火活動 消防署消防隊が出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動を、単独あるいは消防署消防隊と協力して行う。 ④ 消防署消防隊の応援 消防署消防隊の予備車の応援要員として消火活動に従事するとともに、道路障害の排除及び消防署消防隊の誘導にあたる。 ⑤ 救助救急 要救助者の救助救出と負傷者に対しては、止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。 ⑥ 避難方向の指示 避難勧告等が発令された場合は、これを住民等に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、住民等に安全な方向を指示する。

第１１章　医療救護･防疫･保健衛生対策

第１節　医療救護

地震災害時には、家屋の倒壊、火災の発生等から、外傷、骨折、火傷及び窒息等、多くの傷害が予測され、その程度も死亡から重傷、軽傷まで様々である。特に災害初期においては、医療救護活動が生命の存否に直結することが多いことから、広く医療機関の協力を得て迅速な対応を図るため、医師会、薬剤師会、歯科医師会、災害医療コーディネーター等の広範囲な協力体制の確立に努める。

市は、医療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

市は、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

市は、災害時医療救護活動マニュアルを策定し、適切な医療救護活動が円滑に進められるよう努める。

１．医療救護班の編成、派遣等

① 市は、東名古屋医師会に派遣を要請する。
② 医療救護班の活動に必要な医薬品は原則、市が確保し、その他の衛生機材は市保健センター、東名古屋医師会及び日進市薬剤師会等において確保するよう要請する。
③ 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市等は２次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議に調達の要請をする。
④ 医療救護班において応急手当後、医療機関での受入れを必要とするものについては、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。

２．救急搬送の実施

① 患者の搬送は、原則として尾三消防本部に要請する。
ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、市及び医療救護班で確保した車両により、搬送を実施するものとする。
② 道路の損壊、交通機関不通等の場合及び遠隔地への搬送は、ヘリコプター（ドクターヘリ含む。）を利用することとし、県へ要請する。➡注1
なお、自衛隊によるヘリコプターの受入れに対しては、本編「自衛隊の災害派遣」の定めるところによる。➡注2

注1）本編第 23 章「防災ヘリコプターの活用」
注2）本編第 16 章第 3 節「自衛隊の災害派遣」

第２節　防疫・保健衛生

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化や、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等を防ぐため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に従い、迅速に実施し、感染症の流行を未然に防止する。

１．防疫・保健衛生

主体	内容
市	① 防疫・保健組織 災害対策本部に防疫・保健組織を編成し、瀬戸保健所等の関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。 ② 防疫・保健活動 ・県の指示及び指導に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、生活の用に供される水の供給等を実施する。 ・避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。 ③ 臨時予防接種 知事から臨時予防接種実施の指示を受けた場合は、指示に従い適確に実施するとともに、県に対して対象者の把握、対象者への連絡等の必要な協力をする。

２．健康管理と心のケア

市及び県は、必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、巡回健康相談を行う。特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

また、子供たちの健康支援活動として、学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

３．避難所の生活衛生管理

市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

４．応援協力要請

(1) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。

(2) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。

第１２章　水・食品・生活必需品の供給

第１節　給水

震災時における応急給水の基本は、「非常用水源の確保」と「非常時の応急給水体制の確立」である。断水が生じた場合、愛知中部水道企業団と協力して、目標水量を目安に必要な措置を講じる。

応急給水は公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

１．非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時からあらかじめ選定しておく必要がある。非常用水源の確保について、留意すべき事項は、次のとおりである。

(1) 給水対象及び給水量

非常用水源の規模の決定にあたっては、給水の対象人口とその単位給水量を把握しておく。給水の対象は、災害により水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が得られない被災者を対象とする。

応急給水量の目標水量は下表に示すとおりで、被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。

地震発生からの日数	目標水量(ﾘｯﾄﾙ/人･日)	運搬距離	主な給水方法
発生～３日	3	１㎞以内	耐震性貯水槽、タンク車
４日～10日	20	250ｍ以内	配水幹線からの仮設給水栓
11日～21日	100	100ｍ以内	同上
22日～28日	被災前給水量(約250)	10ｍ以内	仮配管からの各給水供用栓

２．応急給水体制の確立

① 飲料水の給水は、愛知中部水道企業団と協力して行い、必要に応じて県や自衛隊に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合の救助の方法と期間等は、災害救助法施行細則による。

② 応急給水用資機材の整備と点検補修
愛知中部水道企業団は、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、水袋、バケツ、ろ水機、消毒用塩素剤、水質検査用器具等の資機材を平素から整備し、点検保守する。また、借り上げ可能な資機材については、その調達先、在庫数を平素から調査しておく。

③ 給水方法
給水の方法は、上記の目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」を原則とし、その選択は災害の程度、内容等により臨機に対応する。

３．応援体制

① 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要請する。

② 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。

第２節　食品の供給

地震等による広域の非常災害時において、食料の円滑な供給は、市民生活を安定させるため重要な役割を果たすことから、被害状況の把握とともに、必要な食料品の確保に努めるものとする。

広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において１週間分程度の食料を備蓄しておくとともに、市等においても食料を備蓄して確保に努める。

市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

(1) 主食等の備蓄

アルファ化米をはじめとして、実情に即した食料備蓄を進める。

備蓄物資、自ら調達した食品、(4) の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を状況に応じて被災者に供給する。

(2) 炊き出しその他による食品の給与

① 市は、おおむね次のとおり食品を供給する。

・熱源の使用不可能時： 調理不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。	第１段階	乾パン、ビスケットなど
	第２段階	パン、おにぎり、弁当など
・熱源の使用可能時： 簡単な調理を前提とした包装米飯等の食品を供給する。		
・高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。 また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。		

② 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者にたいしても物資等が提供されるよう努める。

(3) 米穀

① 主食の応急用供給は、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき、農業協同組合等と緊密な連絡をはかり、主食の安定供給の確保を図る。

② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第４章Ⅰ第１０の２に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

③ 市長は、緊急に米穀を必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（政策統括官）に要請を行うことができる。ただし、事後、速やかに知事に報告するものとする。

④ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

(4) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第３節　生活必需品の供給

家屋の倒壊、破損、焼失等による災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、これらの物資を供給する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することから、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。

(1) 物資の備蓄
市は災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努める。
(2) 物資の供給と調達
・市は災害時に生活必需物資の供給を行う。 ・市は災害時に迅速に生活必需物資を調達できるよう、関連民間企業と協定を締結するなど、関係業界との連携を深めるよう努力する。 ・市は被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、次の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。 ・供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。
(3) 期間、費用等
災害救助法が適用された場合の対象者、方法、期間、経費等は、災害救助法施行細則による。　➡注

注）資料編 第６ 災害救助法 ２「災害救助法施行細則」第５条関係「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」

第１３章　緊急輸送対策等

第１節　緊急輸送道路確保計画

道路管理者は、道路によって国、県、市、公団公社等に分かれているものの、災害時には各道路管理者及び関係機関は相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止あるいは重点的な応急復旧作業を行い、避難救出、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう、道路交通を確保する。

１．交通混雑、被害状況の把握と連絡体制の確立

交通混雑及び被害状況を迅速かつ的確に把握するため、関係各機関は、組織機能を有効に活用し、被害状況を調査把握して災害対策本部等に報告するとともに、関係機関に連絡する。

２．災害対策用緊急輸送道路等の確保　➡注

（１）道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

①　巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。

②　道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

（２）道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

地震により道路施設が被害を受けた場合、応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、重点的に応急復旧する路線として、災害対策用緊急輸送道路の確保を図る。

①　道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。

②　管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。

また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。

③　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

④　応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

（３）情報の提供

緊急輸送道路等の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

注）資料編 第８ 資料 13「緊急輸送道路」のほか、第２編第８章第２節「公共施設安全確保整備計画」の「1. 公共施設　(2) 緊急輸送道路」参照

① 第１次緊急輸送道路……国の基幹道路である高速自動車道、一般国道を中心に人口集中地域への重要な基幹輸送道路
② 第２次緊急輸送道路……各市町村役場等への導入幹線輸送道路

３．応急復旧活動

道路、橋梁等の被害の状況を把握し、道路啓開ルートを確保するとともに応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努めるものとする。

(1) 復旧順位
前項の緊急輸送道路の順位で、災害の状況と緊急度に応じて、各道路管理者の連携のもとに実施する。
(2) 復旧資機材等の確保
市内各地域の復旧資材・機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する供給体制を確立し、路面の陥没・亀裂などの被害が大きいと想定される地域について、山土、砕石等の資材確保に努める。
(3) 復旧方法
・道路の段差や亀裂は、砕石及び土砂で、路面の応急復旧を行う。 ・瓦礫等の道路上の障害物は、道路の路側に堆積し、交通の確保を図る。 ・落橋した場合には、応急対策として代替橋を確保し、その他必要に応じＨ型鋼、覆工板により復旧する。

４．交通規制に関する措置

大規模地震が発生し、又は正に発生しようとしている場合、災害対策基本法、道路法及び道路交通法の定めるところにより、県警察及び道路管理者は、一般交通の安全と災害対策に必要な緊急輸送を確保するため、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

① 大規模地震が発生した場合、道路状況により通行を禁止し、又は制限した場合は、報道機関等を通じて避難者、運転者等に対し適切に広報する。
② 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち、適切な交通規制を行うようにする。
③ 交通規制のため、車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第２節　緊急輸送手段確保計画

大震災が発生した場合、市は、震災時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、保有する車両等を動員するとともに、県や関係機関及び運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

１．緊急輸送の範囲

① 応急（復旧）対策作業に従事する者
② 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
③ 食料、飲料水等、その他生活必需物資
④ 医薬品、衛生機材等
⑤ 応急（復旧）対策用資材及び機材
⑥ その他必要な人員及び物資、機材
⑦ 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

２．車両の確保

市は、大規模地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して、協定締結先等の他市町村又は県、民間業者等に調達あっせんを要請する。

① 輸送区間及び借上げ期間
② 輸送人員又は輸送量
③ 車両等の種類及び台数
④ 集結場所及び日時
⑤ その他必要事項

第３節　自動車運転者における措置

車両を運転中に大地震が発生したときは、一般車両の運転者は、次の措置をとることとし、原則として徒歩で避難することとする。

(1) 大規模地震が発生したとき
① 車輌を運転中に大震災が発生したとき ア 急ハンドル、急ブレーキを避け、安全な方法で道路の左側に停止する。 イ 停止後は、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動する。 ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。 エ 車輌を置いて避難するときは、道路外の場所に移動させる。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしない。駐車時は、避難者の通行や応急対策の妨げとなる場所には駐車しない。 ② 避難のために車両を原則として使用しない。
(2) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたとき
災害対策基本法に基づいて、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われる場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとる。 ① 速やかに車両を次の場所に移動させる。 ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所 イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所 ② 速やかな移動が難しいときは、車両を道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法で駐車する。 ③ 警察官又は道路管理者の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等する。

第１４章　鉄道施設・ライフライン施設の応急対策

■被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。
■ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。
■水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の充分な機能を確保する。
■下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、住民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。
■復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第１節　鉄道施設対策

名古屋鉄道株式会社及び名古屋市営地下鉄は、非常災害に際してその被害状況を的確に把握し、旅客等の救護・誘導並びに被害箇所の早期復旧を図り、輸送機能の確保に努める。

１．災害対策本部の設置

災害が発生したときは、その被害の規模に応じて災害対策本部を設けるとともに、関係機関への連絡通報を行って、速やかに応急対策を実施する。

２．応急措置

(1) 乗務員関係

・地震等による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上など、危険と思われる箇所を避けて、速やかに列車を停止させる。
・異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡する。
・旅客に対して乗務員の指示誘導に従うよう案内をする。
・沈着かつ適切な判断に基づいて、旅客の救護・誘導を行う。

(2) 駅関係

・地震等による異状を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わ

せる。

・運転指令と連絡の上、列車の運転に必要な事項を乗務員に指示、伝達する。

・駅周辺及び沿線の被害状況等の把握に努め、旅客等に周知させる。

・旅客等に対して、駅員の指示誘導に従うよう案内する。

・避難口の状況や落下物についての注意を与え、かつ救護誘導を行って混乱の防止に努める。

(3) 諸施設関係

・地震等の被害が発生したとき、又は発生したと思われるときは、諸施設の担当係員が点検、巡回、警備を行う。

・被害が発生したときは、速やかに応急復旧にかかるが、被害の状況によっては当該係員のほか、外注工事を行って早期復旧に努める。

・応急復旧資材の管理点検は、定期的に行う。

(4) 通信連絡体制

・鉄道電話を第一優先とし、ほかに西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。

第２節　電力施設対策

中部電力株式会社は、災害復旧対策に必要不可欠な電力を円滑に供給するため、発災後は被害状況を早期的確に把握し、要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。

１．非常災害対策本部の設置

大規模地震が発生した場合には、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

２．情報の収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。

３．災害時における危険防止措置

災害時において危険が認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

４．復旧方法

(1) 発変電設備

発電所は、供給力確保を重点に地震発生後の需要状況、被害状況等を勘案し、また変電所は重要度や被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(2) 送配電設備

被害を受けた電線路の重要度や被害状況等を勘案し、保安上支障のないかぎり、仮設や他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で、順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

５．優先的に復旧する施設

(1) 人命にかかわる病院
(2) 災害復旧の中枢となる災害対策本部等、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信等の機関
(3) 民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

６．関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

７．要員及び資機材等の確保

(1) 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じ、請負工事業者等及び他電力会社へ応援を依頼する。

(2) 資機材の確保

発災後、復旧資材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。

８．広報サービス体制

(1) 需要者に対する広報サービス

ア 災害時におけるＰＲ

電気の復旧状況、公衆感電事故防止ＰＲを主体とした広報ＰＲを、広報車及びテレビ、ラジオ、ホームページ等の報道機関その他を通じてＰＲする。

イ 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要者の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

(2) 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため、地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

第３節　ガス施設対策

１．都市ガス

東邦瓦斯株式会社は、ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧を実施し、さらに被災地域以外へは可能なかぎりガスの供給を継続する。

(1) 災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに各ガス会社は災害対策本部等を設置する。

緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要者等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て総合的に被害程度を把握する。

(3) ガス供給の停止

・導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止（個別遮断）を行う。
・建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により、被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。

(4) 復旧作業

供給を一時中断した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

① 需要者の閉栓の確認
② 導管の被害箇所の調査及び修理
③ 需要者の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
④ 需要者の開栓、試点火

(5) 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等による周知及び報道機関を通じて呼びかける。

２．ＬＰガス（プロパンガス）

緊急対応措置として、一般社団法人愛知県ＬＰガス協会による「愛知県ＬＰガス災害対策マニュアル」に従い、被害状況の確認及び二次被害の発生防止措置をとる。その後、供給設備・消費設備の安全を確認し、速やかに使用再開の措置をとる。

(1) 災害対策本部の設置

震度５弱以上の地震が発生した場合、速やかに一般社団法人愛知県ＬＰガス協会内に災害対策本部を設置する。

必要に応じ、各支部に現地対策本部を設置し、あらかじめ定められた動員計画に基づき応援要員を招集する。

(2) 情報収集

あらかじめ定められた情報ルートを通じ、地震の規模、被害程度を推察するとともに、被害通報、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、被害状況を把握する。

(3) 緊急対応措置

被害状況の確認及び二次被害の発生防止措置をとる。

(4) 応急復旧作業

緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、速やかに使用再開の措置をとる。

(5) 広報活動

地震後のＬＰガスによる二次災害防止の措置、使用再開にあたっての注意事項、設備一斉点検の実施等について、チラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

第４節　上水道対策

震災による断水が長時間にわたる場合、市民生活に重大な影響を与えることから、愛知中部水道企業団は、被害施設を早期に復旧するよう取水、浄水並びに配水施設の充分な機能を確保するとともに、配水場から主要給水所にいたる送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水管の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

１．配水管設備の破損

(1) 小規模な配水管が破損した場合、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
(2) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、適当な間隔で仮設共用栓を設置する。

２．その他

(1) 日本水道協会、愛知県及び愛知中部水道企業団指定工事店組合など、上水道関係機関と連絡を密にして災害時の緊急体制を整備する。
(2) 仮配管などの必要性から水道資材の備蓄に努めるとともに、民間資材の備蓄状況を把握する。
(3) 近接する上水道の配水管等と相互に連絡して、早期の部分給水に努める。
(4) 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

第５節　下水道等対策

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 下水道管渠
管渠やマンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行うことにより、排水機能の回復に努める。
(2) 終末処理場等の施設
各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電や断水等による二次的な被害に対しても、速やかな対応ができるように努める。

第６節　通信施設の応急措置

１．電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 災害対策本部の設置

非常参集等の緊急プログラムを発動し、復旧要員等を動員し、災害対策本部等を設置する。

(2) 緊急対応措置の実施

垂れ下がった通信ケーブル等による住民等への二次災害の防止を図るとともに、被災電気通信設備の復旧計画を作成し、復旧要員、資機材及び災害対策機器について所要数を検討する。

(3) 応急復旧活動の実施

発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおりとする。

ア　西日本電信電話株式会社

① 伝送路が被災した場合

可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬形無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。

② 交換機が被災した場合

非常用可搬型ディジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。

③ 電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

④ 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合

非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。

イ　エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

①　伝送路が被災した場合

応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。

②　電力設備が被災した場合

非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。

(4) 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板の運用震度６弱以上の地震が発生した場合は、電話の輻輳を緩和するため、直ちに災害用伝言ダイヤルを提供するとともに、報道機関

への連絡等を行う。また、インターネットを利用して安否確認を行う災害用伝言板を、災害用伝言ダイヤルの提供に準じて運用する。

(5) 応援体制の確立

激甚な大規模災害の場合は、本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。

２．移動通信事業者（株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部を設置し、通信設備の被災状況把握、早期サービス回復に努める。

(2) 応急復旧活動の実施

① 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

② 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

③ 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

(3) 災害用伝言板の運用

震度６弱程度以上の地震が発生した場合には、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言板を運用する。

(4) 応援体制の確立

本社を中心にグループ全体としての応援体制（広域応援体制）により効率的復旧を図る。また、西日本電信電話株式会社及び関係機関と密接な連絡調整を図り、速やかに応急復旧を行う。

第１５章　ボランティアの受入計画

大規模地震時の応急対策には多くの人員が必要となり、市だけでは十分対応しきれないことから、行政とボランティアが相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが有効である。

速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループの受入はもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入を行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) ボランティア支援本部の開設
・市は、社会福祉協議会に対し、中央福祉センターに災害ボランティアセンターの設置、コーディネーターの派遣を要請する。 ・災害ボランティアセンターの職員は、ボランティアの受入に関してコーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部との間の必要な情報や資機材の提供等の支援を行う。
(2) コーディネーターの役割
・災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。 ・コーディネーターは、行政機関、協力団体、ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、復興の自立を進めるために、ボランティアによる支援から自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。
(3) ボランティア団体等の活動内容
ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。 ・炊き出し、その他の災害救助活動 ・介護、看護補助 ・清掃及び防疫 ・災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ・応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 ・アマチュア無線等による情報の収集、伝達 ・軽易な事務の補助 ・その他上記作業に類した作業 なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティア団体等の意見を尊重して決定する。
(4) ボランティア団体等との連携
市は、社会福祉協議会、被災地入りしているＮＰＯ等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

(5) 協力が予想されるボランティア団体等
日本赤十字社奉仕団、高等学校、大学、専門学校、地域女性団体連絡協議会、愛知県防災ボランティアグループなどの各種団体

第１６章　応援協力・派遣要請

第１節　広域応援の要請

大規模地震時において応急対策に対処するため、各防災関係機関は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づいて相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

主体	内容
市長	(1) 知事等に対する応援要請等 市長は、災害応急対策及び災害救助を実施する際にあたり、必要があるときは知事（尾張県民事務所長）に対して次の事項を明示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ・応援を必要とする理由 ・応援を必要とする人員、装備、資機材等 ・応援を必要とする場所 ・応援を必要とする期間 ・その他応援に関し必要な事項 (2) 他の市町村長に対する応援要請 市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、応急対策を実施する必要があるときは、協定に基づき応援を要請する。 なお、協定に基づく応援で不足する場合は、協定外の市町村に対して応援を要請する。 (3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援 当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。 (4) 応援要員の受入体制 防災関係機関が応急対策を実施するにあたり、各機関が市外から必要な応援要員を受け入れた場合、市長は要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能なかぎり準備するものとする。

第２節　職員派遣の要請等

災害応急対策又は災害復旧のため、必要なときは、国並びに他の地方公共団体職員の派遣要請又は派遣のあっせんを要請するものとする。

主体	内容
市長	(1) 職員の派遣 ① 国の職員の派遣要請　➡注1 ・災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の職員のみでは不足する場合に、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。 ②他市町村の職員の派遣要請　➡注2 ・市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。 ③ 職員派遣のあっせん要請　➡注3 ・災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の職員のみでは不足する場合は、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。 ・知事に対し地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、あっせんを求めることができる。 ④ 被災市町村への職員の派遣 ・被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 (2) 応援の要請 ①本市の地域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により他市町村に対して協定に基づき応援を求めることができる。 ②応急措置を実施するために必要があると認めたときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。　➡注4 (3) 緊急消防援助隊等の応援要請 ①市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。 ②応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。 ③消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。 (4) 市町村等相互間の応援 市長は、他の市町村から派遣を求められた場合には、特別の理由がないかぎり、所要の職員を派遣するものとする。

注1）災害対策基本法第 29 条
注2）地方自治法第 252 条の 17
注3）災害対策基本法第 30 条
注4）災害対策基本法第 68 条

市及び防災関係機関	(1) 資料の提供及び交換 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。 (2) 応急措置の要請 防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請について、あらかじめ手続きを定めておく。 (3) 費用の負担 費用の負担については、災害対策基本法（同法第７章）ほか、協定締結内容による。

第３節　自衛隊の災害派遣

地震災害に応急対策を実施するため、必要な場合は災害対策基本法第 68 条の 2 に基づく自衛隊の派遣を要請し、市災害対策本部及び関係機関とともに、迅速な応急活動を実施するものとする。

１．災害派遣要請の基準

市長は、市の組織等を動員しても、人命又は財産を保護するための応急対策が困難と判断し、自衛隊による出動が必要と認めるときには、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請依頼する。

２．災害派遣要請依頼の要領

自衛隊の災害派遣を希望する場合、市長は災害派遣要請依頼書を災害派遣要請者（知事（尾張方面本部経由））へ提出する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話その他の迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出するものとする。

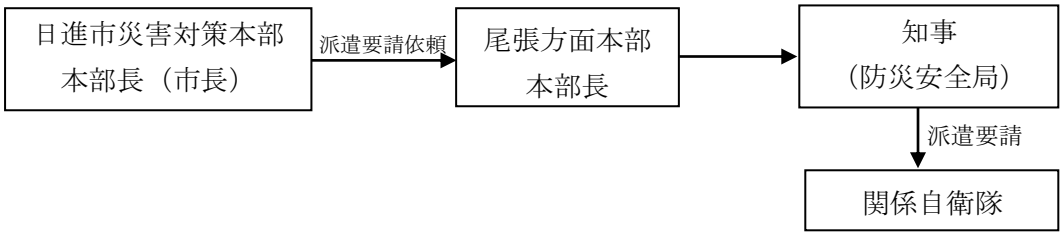

自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況等を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

市長は、災害対策基本法第６８条の２第１項及び第２項の規定により、災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

なお、市長は、時間的余裕がないなどやむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡する。

３．災害派遣要請依頼書の記載事項　➥注

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
- 派遣要請を依頼する理由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- 派遣を希望する区域
- 活動内容（遭難者の捜索援助、瓦礫等で埋まった道路の開通、防疫等）

(4) その他参考となるべき事項

注）資料編 第 10　様式「自衛隊災害派遣要請依頼書」

４．自衛隊の受入れに関して留意すべき事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊が充分に活動できるよう努めるものとする。

(1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
(2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後速やかに作業が開始できるよう準備する。
(3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
(4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
(5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れの場合は、次の点について準備する。

① 事前準備　➡注
ア 土地の所有者又は管理者との調整を行い、自衛隊のヘリポート基準を満たした地積を確保する。
イ ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図を提供する。
ウ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度でヘリポートの位置を明らかにする。
エ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練に協力する。
② 受入時の準備
ア 着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
イ ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。
ウ 砂塵の舞い上がるときは、散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
エ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
オ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。
カ ヘリポート付近の住民等に、ヘリコプターの離着陸等について広報する。

５．自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命及び財産の保護のため、市災害対策本部と連絡協力して次の活動等を行うものとする。

(1) 被害状況の把握
(2) 避難の援助
(3) 遭難者等の捜索救助
(4) 水防活動
(5) 消防活動
(6) 道路又は水路の啓開
(7) 応急医療、救護及び防疫

注）資料編 第７ その他 ２「ヘリポートの基準等」

(8) 人員及び物資の緊急輸送
(9) 炊飯及び給水
(10) 物資の無償貸付又は譲与
(11) 危険物の保安及び除去
(12) その他

６．撤収要請

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の目的を達成したと認めるときは、速やかに知事（尾張県民事務所長）に対して自衛隊の撤収要請を依頼するものとする。

第４節　防災活動拠点の確保及び受援体制の整備

地震が発生し、県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点及び受援体制について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。

当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

地区防災活動拠点の要件等	応援の規模	隣接市町村等
	役割	被災市町村の活動拠点
	拠点数	１箇所程度
	要件	・面積１ha程度以上で、可能ならば中型ヘリコプターの離着陸が可能な場所 ・可能ならば倉庫等の施設が整備されているところ

第５節　南海トラフ地震の発生時における広域受援

南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。

市、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。

（１）緊急輸送ルートの確保

被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動

（２）救助・救急、消火活動

あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるた

めの活動

（３）災害医療活動

全国から派遣されたＤＭＡＴ等による被災地域内における医療機関への支援・調整を行う活動

（４）物資調達

国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動

（５）燃料供給

災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動

第１７章　環境汚染防止及び廃棄物処理計画

第１節　環境汚染防止計画

市及び県は、地震等による被災状況を適確に把握して適切な措置を講ずるとともに、環境調査、モニタリング等を迅速に実施する。

被災状況を勘案し、大気汚染防止法第17条第３項、水質汚濁防止法第14条の２の規定に基づき、事業者に事故時の措置を命ずるなど、汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。

大気・水質監視テレメータシステム及び大気汚染測定車によるデータ収集並びに県等の分析機関と連携して、環境汚染モニタリングを行い、環境汚染状況やその発生源を適確に把握する。また、必要に応じて、環境調査・モニタリング等に必要な人員・機材等の援助について応援を依頼する。

第２節　廃棄物処理計画

市は、産業廃棄物の適正処理が円滑に行われるよう、排出業者及び処理業者に対し、廃棄物の保管施設及び処理施設の維持管理、廃棄物の流出防止等の指導に努める。

尾三衛生組合、日東衛生組合及び市は、被災状況を適確に把握し、被災状況に即した廃棄物の処理を迅速に実施する。

１．災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

２．災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

次の方針で災害廃棄物を処理するとともに、協定等に基づき、廃棄物（ごみ、し尿）処理業者の団体との災害時の応援体制を確立しておくものとする。

災害廃棄物の処理の方針		・処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保する ・県及び周辺市町村と緊密な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。 ・災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。 ・環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
	がれき	・選別・保管のできる仮置き場の確保を図る。 ・大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。
	フロン使用機器	適切なフロンの回収と廃棄処理を行う。

し尿・ごみの収集・運搬は、次の要領で行うものとする。

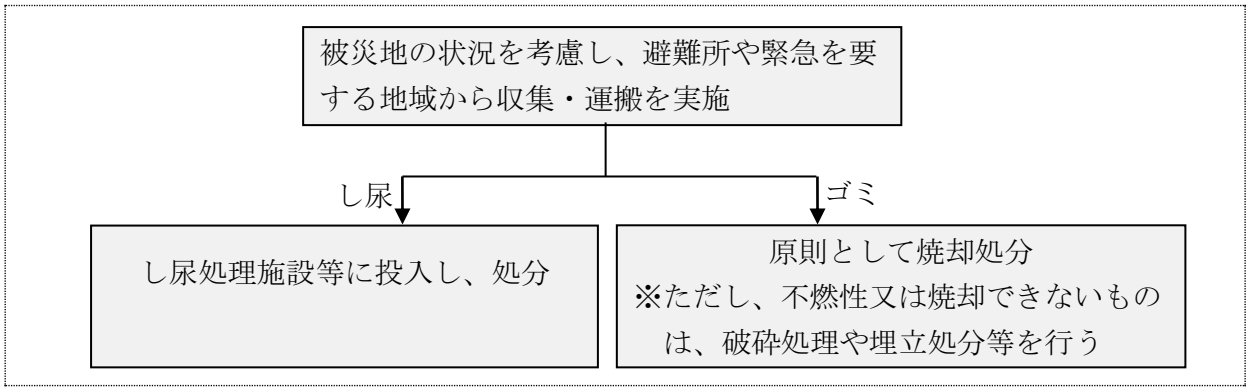

産業廃棄物の処理については、事業者に対し、適切なマニュアル等に基づく措置を講ずるよう指導する。

３．周辺市町村及び県への応援要請

県及び市町村等は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村又は県に応援要請を行う。

第１８章　警備・危険性物質等対策

第１節　災害警備計画

１．警備方針

市は、大震災が発生した場合には、県警察の警備方針に従い、住民等の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防等の災害警備活動に協力する。

２．保安及び防犯対策

市は次の保安及び防犯対策を図るものとする。

① 保安対策
危険物等の貯蔵施設及びガス供給施設に対する、災害の未然防止に努める。
② 防犯対策
・避難後の住宅密集地区、避難場所、食糧倉庫、金融機関等の防犯対象及び各種犯罪の多発地域等については、重点的に広報活動等を強化し、各種犯罪の未然防止に努める。
・被災地の混乱に乗じた集団による不法行為、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買い占め、売り惜しみ及び暴利販売等についての監視を行う。
・地域防犯団体等の行う防犯活動については、火災及び盗難の予防等、市が行う諸活動の補助や、情報の伝達に関する事項とする。

第２節　危険性物質等対策計画

地震により高圧ガスや毒物劇物の危険性物質等の施設が被害を受け、又は危険性物質等の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び地域住民に被害を及ぼさないようにする。

１．事業所の管理者等における措置

① 防災要員の確保
地震発生後直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保する。
② 応急点検及び応急措置
・危険性物質等の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検を行い、被害状況を把握する。
・危険性物質等の施設が被害を受け、又は危険性物質等の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちに警察及び消防機関等へ通報する。
③ 情報の提供及び広報
地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じた場合は、周辺住民に対し、災害の状況及び避難の必要性等に関する正確な情報を速やかに提供するとともに、住民の不安を増大させないための災害広報活動を積極的に行う。

２．市における措置

① 市は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

② 市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第１９章　遺体の取扱い

災害により死亡した可能性が高いと思われる者は、速やかに捜索・収容し、所要の処置を経て、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）するものとする。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第１節　捜索

(1) 捜索の対象者
捜索は、災害により行方不明の状態にある者に対して行う。
(2) 捜索の方法
消防団員を招集し、警察署及び消防署と連携をとり実施する。
(3) 捜索の期間、費用等
災害救助法が適用された場合の捜索期間、費用等については、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。　➡注

注）資料編 第６ 災害救助法 ２「災害救助法施行細則」第５条関係「捜索」

第２節　遺体の処置

(1) 遺体処置の内容	
・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ・遺体の一時保存 ・検案	
(2) 遺体処置の方法	
主体	内容
警察	収容した遺体について検視（調査※）を実施する。 現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にし、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。 ※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）
市	医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く。）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。 検視（調査）及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処置を行う。 ① 遺体識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。 ・身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、調査にあたる。 ・遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処置をするまで一時保存する。 ② 遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとし、関連民間事業者等の協力を得ながら適切な処置ができるように努める。
(3) 応援要請	
自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処置の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。	
(4) 遺体処置の期間、費用等	
災害救助法が適用された場合の遺体処置の期間、費用等については、災害救助法施行細則による。　➡注	

注）資料編 第６ 災害救助法 ２「災害救助法施行細則」第５条関係「遺体の処置」

第３節　遺体の埋火葬

市は、棺、骨つぼ等の埋火葬に必要な物資の現物支給を行う。埋火葬にあたっては、次の点に留意する。

(1) 死亡届の受理、火葬（埋葬）許可証の交付
死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。
(2) 埋火葬相談窓口の設置
速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。
(3) 応援要請
遺体の埋火葬の実施が困難な場合は、他市町村や県へ遺体の埋火葬の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。
(4) 埋葬の期間、費用等
災害救助法が適用された場合の埋葬の期間、費用等については、災害救助法施行細則による。　➡注

注）資料編 第６ 災害救助法 ２「災害救助法施行細則」第５条関係「埋葬」

第２０章　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

地震直後に被災した建築物の安全性や、余震等による倒壊の危険性、また被災した宅地の安全性などの応急的な判断は、専門的知識のない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、余震等による二次的災害を未然に防止し、住民等の生命の保護を図るものとする。

また、市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会と協力して、土木・建築技術者を対象に被災宅地危険度判定士の登録に努める。

１．実施本部の設置

市は市内で判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

２．判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。

判定活動の実施にあたっては、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第２１章　住宅対策

第１節　被災住宅等の調査

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要となる、次の調査を実施する。

(1) 住家の被害状況
(2) 被災地における住民の動向
(3) 応急仮設住宅の設置現地活動上の支障事項等
(4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第２節　応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置するものとする。

応急仮設住宅の設置については、建設又は賃貸住宅等の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

１．応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

２．応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

(1) 建物の規模及び費用

① 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

② 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

(2) 建設の時期

地震災害が発生した日から原則として２０日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

(3)建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置す

る。
　ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

３．被災者の入居及び管理運営

(1) 対象者
災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。 ・ 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。 ・ 居住する住家がない者であること。 ・ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。
(2) 方法
・市長が直接又は建築業者に請負わせて設置する。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長が設置するものとする。 ・建築場所の設定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮し、飲料水が得やすく、保健衛生上、好適な場所を選定する。 ・相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の利便や教育の問題等を考慮する。 ・市有地の活用を原則とし、私有地を借用する場合は、事前に協議の上、選定する。 ・応急仮設住宅を迅速に供与するため、市はあらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅の設置候補地台帳を作成しておく。
(3) 入居者の選定
・応急仮設住宅の入居者は、被災者の生活状況を勘案し、要配慮者等で住宅の必要度の高い者より順次選定する。 ・入居者の選定については、県が行う救助の補助として委託された市がこれを行う。
(4) 管理運営
・応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として委託された市がこれを行う。 ・応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
(5) 供与の期間
入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から２年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

(6) 災害救助法の適用等
・災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。　➡注１ ・災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

第３節　住宅の応急修理

県は、災害救助法に基づき災害により住家に被害（半壊又は半焼）を受けたもので、自らの資力で応急修理のできない者に対して、炊事場、便所、日常生活に欠くことのできない居室等の部分については必要最小限度の補修を行うものとする。

市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

(1) 対象者
災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者とする。
(2) 対象範囲
応急修理は、炊事場、便所、生活上欠くことのできない居室等の部分のみを対象とする。
(3) 方法
市長が直接又は建築業者、土木業者に請け負わせて実施する。 なお、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長が実施する。
(4) 災害救助法の適用等
・災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。　➡注２ ・災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

注 1）資料編 第６ 災害救助法 ２「災害救助法施行細則」第 5 条関係「応急仮設住宅」
注 2）資料編 第６ 災害救助法 ２「災害救助法施行細則」第 5 条関係「災害にかかった住宅の応急修理」

第４節　障害物の除去

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

(1) 対象者
住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。
(2) 対象住家
土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。
(3) 方法
市長が直接又は建築業者、土木業者に請け負わせて実施し、必要最小限度の日常生活が営める状態にする。
(4) 除去した障害物の集積場所
公共用地で交通並びに市民生活に支障のない場所とし、被害の大きい場合には、事前に十分協議のうえ民有地を一時堆積場所として借用するものとする。
(5) 労力、資材・器材の調達及び協議
調達する労力、資材・器材については、あらかじめ種類、型式、数量を調査し、所有者とその供給について協議を行うものとする。
(6) 期間、費用等
災害救助法が適用された場合の除去の期間、費用等は、災害救助法施行細則による。 ➡注

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

注）資料編 第６ 災害救助法 ２「災害救助法施行細則」第５条関係「障害物の除去」

第２２章　学校における対策

■災害のため、児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会の協力を得て、市教育委員会及び私立学校設置者等が応急措置を講じる。

■教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じるものとする。

第１節　臨時休校及び避難等の措置

１．臨時休校等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休校等の措置をとる。

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校長が行うものとする。ただし、各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

２．避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあっては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第２節　教育施設の確保

市教育委員会並びに私立学校設置者は、教育施設の確保等につき次の措置を講ずる。

(1) 応急な教育施設の確保と授業等の実施
① 校舎等の被害が軽微な場合 →速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。 ② 被害が相当に大きいが校舎等の一部が使用可能な場合 →使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。 なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。 ③ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合 →市内の公民館等公共施設、学校の校舎等を使用し、授業等を実施する。 ④ 校舎等が集団避難施設となる場合 →授業実施のための校舎等の確保は②及び③の場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。 なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。
(2) 応急な教育活動についての広報
応急な教育活動の開始にあたっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第３節　教職員の確保

市教育委員会並びに私立学校設置者は、教職員の人的被害が大きく応急の教育の実施に支障があるときは、県教育委員会の協力を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要な教職員の確保に万全を図る。

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会に対して、教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

私立学校設置者は、自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者、市教育委員会又は県（県教育委員会を含む。）への教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第４節　教科書、学用品等の給与

市は、災害により教科書、学用品等をそう失又はき損し、就学上支障をきたした市立小・中学校等の児童及び生徒に対して学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を所定の様式（➡注）により速やかに（７日以内）県教育委員会に報告するものとする。

教科書、学用品等の給与に係る応援協力は以下のとおりとする。

市は、自ら教科書、学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県に対して学用品等の給与の実施調達について応援を要請する。

応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

注）資料編 第 10　様式「事故発生等の報告について」（平成 22 年 3 月 26 日 21 教総第 947 号）別紙様式６「事故発生状況報告書」

第２３章　航空機の活用

発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うため、県では防災航空隊を設置しており、市は応急活動で必要な場合に出動を要請するものとする。

１．活動内容

愛知県防災航空隊は、ヘリコプターの特性を活用でき、その必要性が認められる次の活動を行うものとする。

(1) 被害状況調査等の情報収集活動
(2) 食糧、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
(3) 災害情報、警報等の広報、啓発活動
(4) 火災防御活動
(5) 救急救助活動
(6) 臓器等搬送活動
(7) その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

２．応援要請基準

市長は、次の要件のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、知事に対して防災ヘリコプターの応援要請を行うものとする。

(1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき
(2) 市の消防防災力によっては、防御が著しく困難な場合
(3) その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

３．出動要請

市長等（消防事務に関する一部事務組合の管理者含む。）は、防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ県防災安全局消防保安課防災航空グループに電話等により、次の事項について速報を行ってから、緊急出動要請書を知事に提出するものとする。

(1) 災害の種別
(2) 災害の発生場所
(3) 災害発生現場の気象状況
(4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
(5) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び連絡手段
(6) 応援に要する資機材の品目及び数量
(7) その他必要な事項

第２４章　災害救助法の適用

災害救助法の適用は、市の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるときに、知事が適用するが、その適用基準については災害救助法施行令第１条の定めるところによる。

(1) 適用基準
・市内で80世帯以上の住家が滅失したとき。 ・愛知県内において2,500 世帯以上の住家が滅失した場合で、本市内で40世帯以上の住家が滅失したとき。 ・愛知県内において12,000世帯以上の住家が滅失したとき。 ・次の特別な事情がある場合であって、市で多数の世帯の住家が滅失したとき。 「災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。」 ・多数の者が生命又は身体の危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、次の基準に該当したとき。 「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。」 「災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。」
(2) 被害世帯の算定
住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち全壊、全焼、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等で損傷した世帯については滅失世帯の２分の１、床上浸水や土砂の堆積等により一時的に居住不能にあっては滅失世帯の３分の１とみなして、被害世帯を換算し取り扱う。
(3) 救助の種類及び期間
災害救助法が適用された場合、市長は知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助を行う。また、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。救助の種類、方法、期間等については、災害救助法施行細則による。

第４編　災害復旧・復興計画

目次

第１章　復興体制 ･･･ 4-1

第２章　民生安定のための緊急措置 ･････････････････････････････ 4-3

第３章　激甚災害の指定に関する計画 ･････････････････････････････ 4-4

第４章　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 ･････････････ 4-6

第５章　その他の復興整備事業 ･････････････････････････････････ 4-10

第１章　復興体制

■大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
■大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
■市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
■被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第１節　復興本部の設置等

１　市における措置

（１）市復興本部の設置

本市において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、本市の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（市長）が判断した場合、復興本部を設置する。

（２）市復興本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

（３）本部会議の開催

本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。

第２節　復興計画等の策定

１　市における措置

（１）市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域となった場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第３節　職員の派遣要請

１　市における措置

（１）国の職員の派遣要請（復興法第 53 条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

（２）他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

（３）職員派遣のあっせん要求（復興法第 54 条）

市長は、知事に対し復興法第 53 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第２章　民生安定のための緊急措置

被災者の早期生活再建を支援するため、市は住家の被害状況調査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる罹災証明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早期に被災者に交付するものとする。

市は、住民等の協力を得て、国、県並びに関係機関との緊密な連携のもとに、特に次の諸点に留意して必要な行財政措置を講じ、早期に社会秩序の回復を図る。

(1) 民生安定
・公共、公益施設を早期に復旧する。 ・生活必需物資、住宅等を供給し、生活の安定を図る。 ・災害融資等自立のための援護措置を強化する。 ・雇用機会の確保を図るとともに、職業紹介機能を充実する。 ・防疫、清掃等住民等の保健衛生に配慮する。 ・義務教育諸学校の児童生徒に対する教育の確保に万全を期す。 ・震災廃棄物処理実施計画を策定し、迅速に処理を進め、分別・リサイクルに努める。 ・避難所・巡回健康相談等を実施し、健康状態の把握と支援を行う。 ・要配慮者の生活状況、福祉ニーズを把握し、ニーズに応じたサービスを提供する。
(2) 災害復旧・復興計画
・耐震、耐火環境の整備された市を再建するために、速やかに長期的視野に立った災害復旧計画を策定する。 ・復旧・復興の検討やまちづくりのプロセスにおいては、住民の意見を十分反映させる。 ・復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するため、暴力団排除条項を積極的に活用するなど、暴力団排除活動を徹底する。 ・被災者支援施策として市及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。
(3) 経済秩序等の早期回復
震災後には、経済秩序や社会秩序の混乱が予想されるが、労働力や資材等の確保、必要な金融措置等を講ずることにより、生産・流通活動の早期回復を図るとともに、関係商工団体・農業団体等の協力を得て、適正な価格による物資の円滑な取引の促進、市場機能の回復に努める。

第３章　激甚災害の指定に関する計画

大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について定めるものとする。

１．激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

２．特別財政援助の手続

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出する。

３．激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
・公共土木施設災害復旧事業 ・公共土木施設災害関連事業 ・公立学校施設災害復旧事業 ・公営住宅等災害復旧事業 ・生活保護施設災害復旧事業 ・児童福祉施設災害復旧事業 ・老人福祉施設災害復旧事業 ・身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ・障害者支援施設等災害復旧事業 ・婦人保護施設災害復旧事業 ・感染症指定医療機関災害復旧事業 ・感染症予防事業 ・堆積土砂排除事業 ｛（公共的施設区域内） （公共的施設区域外） ・湛水排除事業
(2) 農林水産業に関する特別の助成
・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 ・土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 ・森林災害復旧作業に対する補助
(3) 中小企業に関する特別の助成
・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
(4) その他の財政援助及び助成
・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・水防資材費の補助の特例 ・罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第４章　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

第１節　罹災証明書の交付等

１．市における措置

（１）罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

（２）被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする

第２節　被災者への経済的支援等

１．市における措置

（１）被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

（２）災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

①災害弔慰金の支給

地震災害により死亡した者の遺族に対し､弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は 500 万円以内、その他は 250 万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国４分の２、県４分の１、市４分の１）

②災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250 万円以内、その他は 125 万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国４分の２、県４分の１、市４分の１）

③災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国３分の２、県３分の１）

（３）市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果

たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

（４）義援金の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

①義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品の受付を行う。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

②義援金品の配分

市は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。

（５）災害対策基金

市は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、地方財政法第４条の３及び第７条の規定並びに地方自治法第 208 条第２項の規定により、災害対策基金を計画的に積み立てていくものとする。

２．日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に地方公共団体やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

３．県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

４．被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の２分の１は国の補助となっている。

５．報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により市、県に寄託する。

第３節　住宅等対策

１．市における措置

（１）災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

（２）相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

２．独立行政法人住宅金融支援機構における措置

（１）住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

（２）住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

（３）既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第４節　商工業の再建支援

１．市における措置

（１）支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第５節　農林水産業の再建支援

１．市における措置

（１）支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

（２）金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

第５章　その他の復興整備事業

市は、地震の発生により都市基盤が脆弱な市街地が大規模に被災した場合などに、緊急かつ円滑に市街地を復興するため、建築基準法、被災市街地復興特別措置法、都市計画法に基づく建築制限や「大規模災害からの復興に関する法律」に基づく建築情報の把握・勧告制度等を活用しつつ、地域住民との合意形成を図り、計画的な市街地の整備事業を進める。なお、手続きの詳細は、「愛知県震災復興都市計画の手引き」を参照する。

１．第一次建築制限

市における措置

① 市街地の被災状況を把握する。

② 被災状況を踏まえ、建築基準法第 84 条の区域の案を作成し、発災後 10 日以内に、県(建築指導課)に申出を行う。

③ 市は、発災後 14 日以内に、第一次建築制限の設定方針を踏まえ、都市復興の理念や目標等、都市の復興に当たっての大まかな方向性を示した基本方針を策定する。

２．第二次建築制限

① 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表

市は、基本方針を踏まえた上で発災後２ヶ月以内に、都市復興の骨格部分の考え方を示した基本計画（骨子案）を策定する。

基本計画（骨子案）は、発災後２ヶ月で地域住民と行政の都市復興に関する合意形成を推進させ、後の都市計画事業決定の手続き等を円滑にし、被災地の迅速な復興を推進するために策定する。

② 被災市街地復興推進地域の都市計画決定

建築基準法第 84 条の区域指定の後、市は被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第 14 号）第 5 条第 1 項の規定による被災市街地復興推進地域を、都市計画に定める。

復興推進地域が決定されると、無秩序な建築等による防災上及び環境上、不良な市街地の再生を防止するため、一定期間（災害の発生した日から最長２年以内の日まで）、建築行為等の制限が行われる。

３．復興都市計画事業の都市計画決定

① 都市復興基本計画の策定と公表

市は、復興都市計画事業等の都市計画決定に先立ち、都市復興基本計画（都市復興マスタープラン）を策定・公表する。

市は都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、各地区の復興都市計画事業等の検討状況、見通しスケジュール等を反映して都市復興基本計画を策定する。

策定に当たっては、復興に関する市基本方針、都市計画マスタープラン、総合計画等を踏まえるものとする。

② 復興都市計画事業の都市計画決定

市は、被災市街地復興推進地域を都市計画決定した後、復興都市計画事業の都市計画決定や市街地開発事業の施行等必要な措置を講ずる責務が課されている。その計画策定にあたっては、被災者の生活再建に十分配慮し、できるだけ速やか（被災後６ヶ月を目途）に行うこととする。

第５編　東海地震に関する事前対策

目次

第１章　総則 ･･･ 5-1
第２章　地震災害警戒本部の設置及び要員の参集 ･････････････････ 5-4
第３章　警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報 ･････････････ 5-5
第４章　住民等のとるべき措置 ･････････････････････････････････ 5-10
第５章　自主防災組織の活動 ･･･････････････････････････････････ 5-12
第６章　発災に備えた直前対策 ･････････････････････････････････ 5-13
第７章　市等が管理又は運営する施設に関する対策 ･･･････････････ 5-27

第１章　総　則

■東海地震の発生を高い精度で予知することは困難であるものの、一定の確率で予知できるとされることから、発生予知等に伴う事前対策を有効に活用するものとする。
■「地震防災強化計画」の中に位置づけられている東海地震に関する事前対策には、東海地震注意情報が発表された場合に行う防災応急対策の準備的行動と、発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に行う、地震発生に備えた応急の対策（地震防災応急対策）がある。こうした対策を的確かつ迅速に実施することにより、地震被害の軽減を図る。
■地震による災害が発生した後は、「第３編 災害応急対策計画」の定めるところにより対処する。

第１節　東海地震に関連する情報

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下の「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関連する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等		防災対応
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果が発表される。	・情報収集連絡体制
	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	・第２次非常配備体制
東海地震注意情報 カラーレベル黄	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		・第３次非常配備体制 ・準備行動の実施 ・住民等への広報
東海地震予知情報 カラーレベル赤	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなったと認められた場合には、その旨が本情報で発表される。		・警戒宣言 ・地震災害警戒本部設置 ・地震防災応急対策

第２節　地震災害警戒本部

市は、東海地震予知情報が発せられた場合、地震災害警戒本部を設置し、地震防災応急対策のための準備活動を行い、警戒宣言が発令された場合は迅速かつ的確に地震防災応急対策を実施する。

●東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ

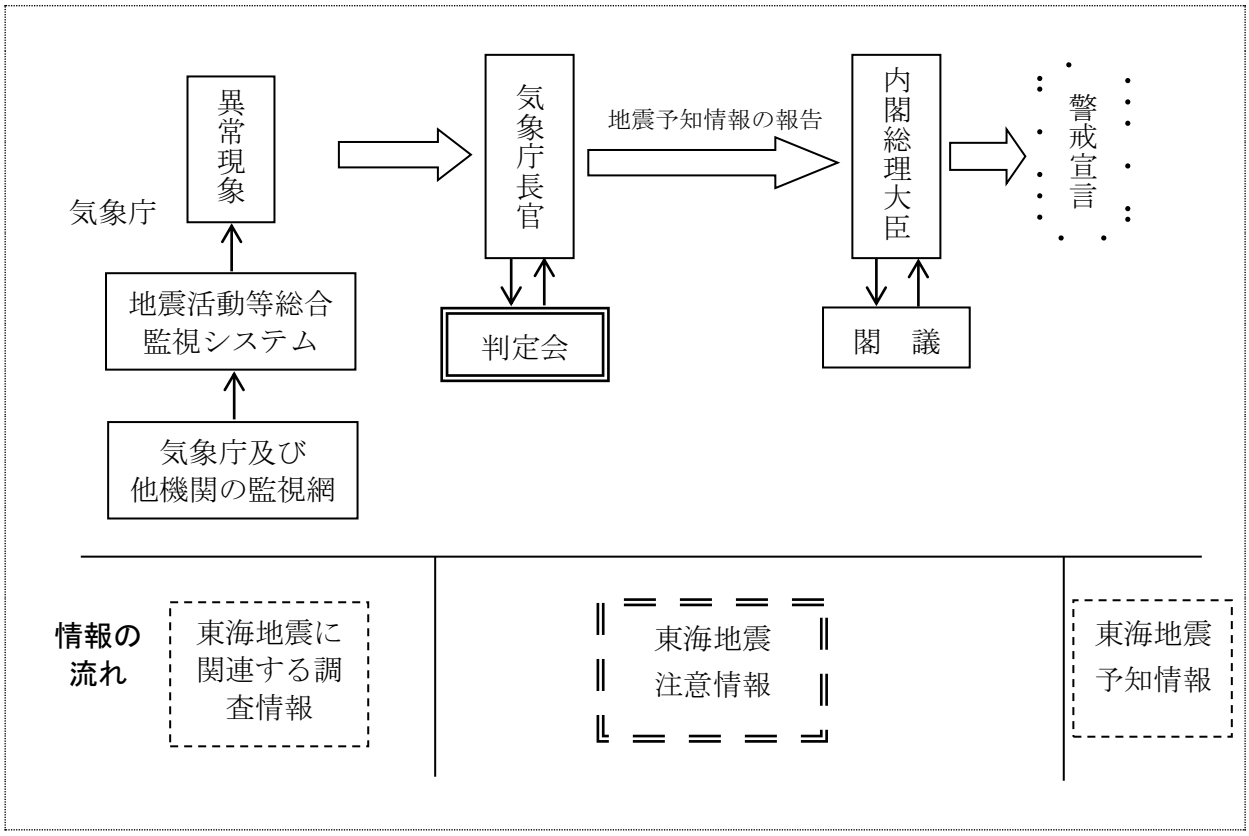

第３節　社会秩序を維持する対策

警戒宣言が発せられた場合、種々の混乱が発生する可能性があり、社会秩序の維持対策を推進するため、市及び防災関係機関は必要な措置をとるものとする。

(1) 予想される混乱
・東海地震予知情報に関連する流言 ・帰宅者による道路の混乱 ・電話の輻輳 ・避難による混乱 ・自動車による道路交通の混乱 ・買い出し、旅行者等による混乱　等
(2) 市の実施事項
・各種の混乱が発生するおそれがある場合、又は混乱が生じたときは、住民等のとるべき措置について広報を行う。 ・必要に応じて報道機関、通信事業者等に対し広報を行うよう要請する。
(3) 県への要請
生活物資の異常な高騰、買い占め、売り惜しみ等が発生した場合は、必要な措置をとるよう県に要請する。
(4) 警察への要請
各種の混乱により必要があるときは、警察の出動を要請する。 ・交通の規制 ・集団不法行為、暴利行為等に対する警戒 ・犯罪情報の収集 ・重要施設に対する警戒 ・治安維持のための広報 ・その他混乱等に乗じた各種不法事案の予防及び取締り

第２章　地震災害警戒本部の設置及び要員の参集

(1) 市地震災害警戒本部の設置
市長は、東海地震予知情報が発表された場合、直ちに市地震災害警戒本部を設置するものとし、地震発生後は災害対策基本法第 23 条の 2 に基づく「災害対策本部」に移行するものとする。
(2) 市地震災害警戒本部の組織運営
市地震災害警戒本部の組織及び運営は、大規模地震対策特別措置法、大規模地震対策特別措置法施行令、日進市地震災害警戒本部条例等の定めるところによる。　➡注1
(3) 市職員の参集
・市職員は、勤務時間外において東海地震注意情報が発表された場合、直ちに参集（自動参集）する。 ・本部職員の構成、職員の配備体制等については、日進市地震災害警戒本部運営要綱等の定めるところによる。　➡注2
(4) その他防災関係機関の地震災害警戒組織
警戒宣言が発せられた場合、市内の防災関係機関は、地震災害警戒本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めておく。

注1）資料編 第１ 条例・要綱 ３「日進市地震災害警戒本部条例」
注2）資料編 第１ 条例・要綱 ４「日進市地震災害警戒本部運営要綱」

第３章　警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報

■警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震に関する情報（東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報）の内容、その他これらに関する情報（以下「東海地震に関連する情報等」という。）、あるいは避難状況等に関する情報は、防災機関相互及び各機関内部において、確実に伝達するものとする。

■東海地震に関連する情報等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震に関する情報等に対応する広報計画を作成し、広報活動を実施する。

第１節　警戒宣言等の伝達系統

１．東海地震に関連する情報等

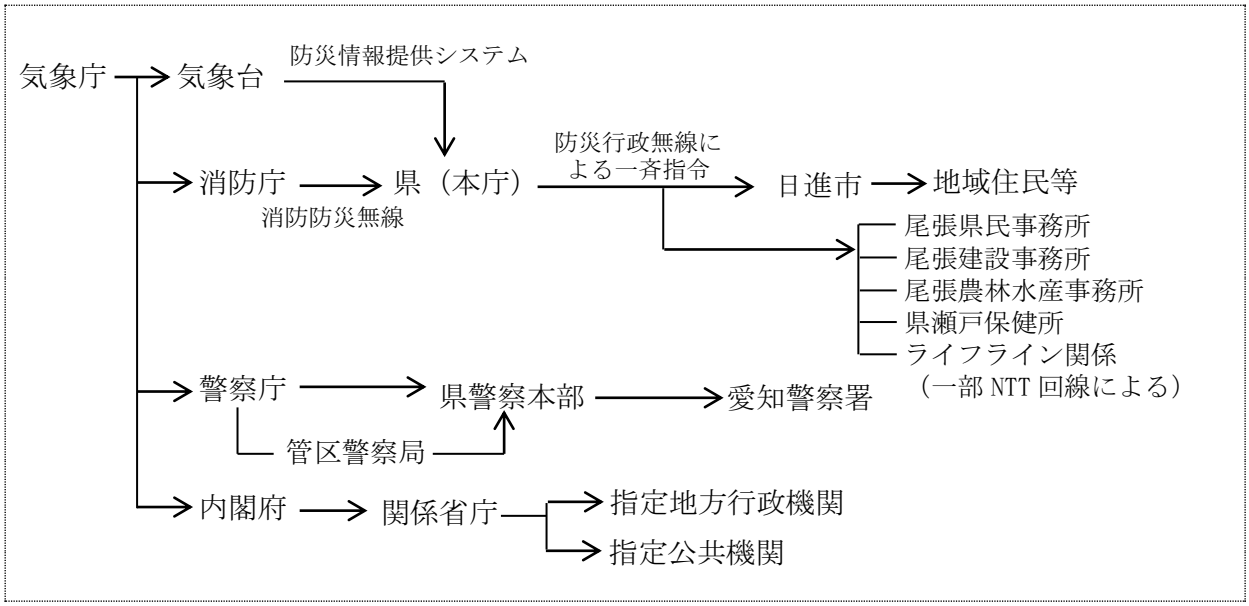

２．警戒宣言

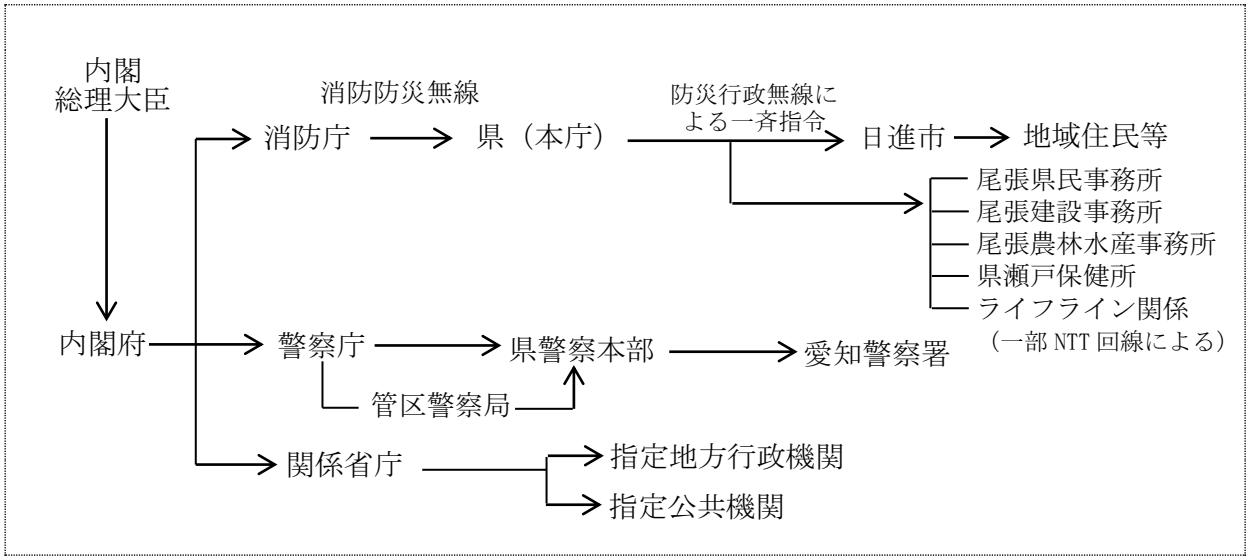

３．内部伝達等

市の内部における伝達は、勤務時間内においては、庁内放送及び防災行政無線等によるものとし、勤務時間外は、職員動員のための非常配備体制連絡網を確立しておき、地震予知情報等を速やかに伝達するものとする。

第２節　警戒宣言発令時等の広報

「東海地震に関連する情報等」においては、次の事項について広報を行うものとする。

１．広報の内容

・東海地震に関連する情報の内容
・東海地震注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するための適切な行動の呼びかけ
・東海地震注意情報・予知情報が発表された場合の防災関係機関の準備行動に関する情報
・県知事及び市長から住民への呼びかけ
・強化地域内外の交通規制の状況、公共交通機関の運行状況
・強化地域内外のライフラインに関する情報
・避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
・応急計画を作成すべき事業所に対する計画実施の勧告
・住民等、応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
・車両運転の自粛と運転者がとるべき措置
・金融機関が講じた措置に関する情報
・その他状況に応じて住民等又は事業所等に周知すべき事項

〔東海地震注意情報が発表されたときの住民等に対する呼びかけ例文〕

本日、○時○分、気象庁より東海地震注意情報が発表されました。観測データから、東海地震の前兆現象である可能性があります。住民等の皆様、今後の情報に注意し、市の呼びかけに基づいて落ち着いて冷静な対応をお願いします。なお、不要な旅行などは控えて下さい。

今後の状況によっては、東海地震の予知及び警戒宣言が発せられることがあります。その場合、市内の鉄道・バス等の公共交通機関は運行を停止しますので、早めに帰宅等の準備をして下さい。また、警戒宣言の発令時には、がけ崩れなどのおそれのある危険地域からの避難や、耐震性のない小売店舗は営業停止となりますので、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意して下さい。

〔東海地震警戒宣言が発表されたときの住民等に対する呼びかけ例文〕

日進市より連絡します。本日、○時○分、東海地震の警戒宣言が発令されました。市内では震度 6 弱以上の地震になると予想されますので、十分に警戒してください。住民の皆様は次の点に注意して災害に備えて下さい。まず、火の使用、自動車の使用、危険な作業などは自粛してください。また、消火の準備や飲料水の汲み置きなどをできるかぎり行って下さい。さらに、公共放送や市の広報などの正確な情報に耳を傾け、市や警察、消防などの指示に従い、落ち着いて行動して下さい。

２．広報の手段

広報は、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号（サイレン、警鐘）、広報車、地域防災無線・有線放送、市ホームページやツイッター・フェイスブック又は自主防災組織等を通じる次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、愛知県災害多言語支援センターによる多言語ややさしい日本語による情報提供、表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

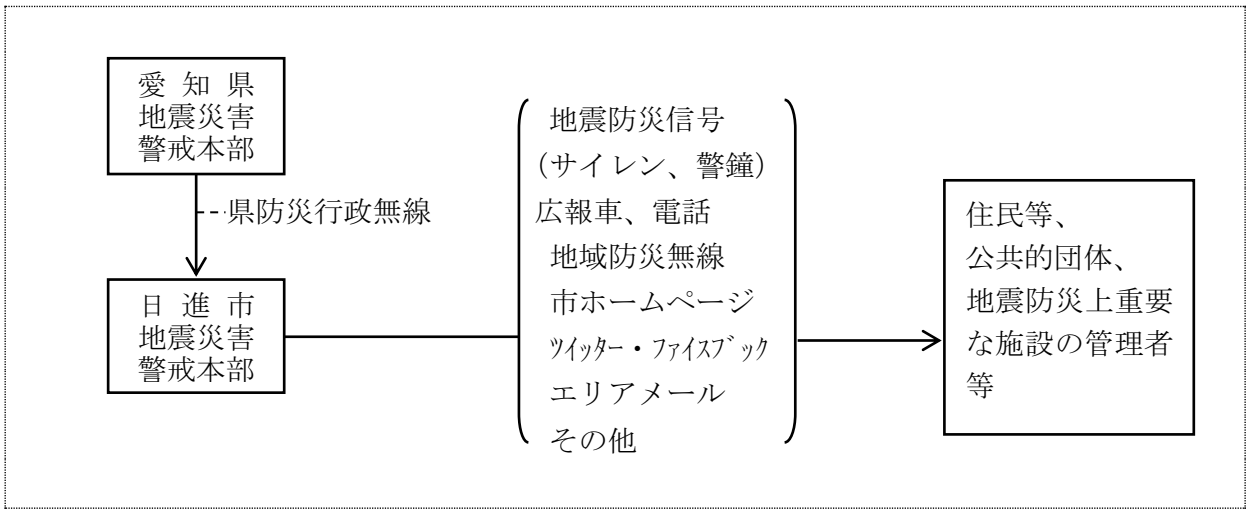

サイレンを使用して広報を行うのは、原則として情報が極めて緊急性のある場合か、情報の発表が夜間等である場合とし、以下の要領で行う。

◇信号＜東海地震の警戒宣言発令時における吹鳴パターン＞
　約45秒、約15秒休（9回繰り返す）

３．問い合わせ窓口

市は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えるものとする。

第３節　警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、報告

市は、避難が必要な場合の実施状況、地震防災上必要な措置等について、警戒宣言発令後１時間以内に所定の様式（➡注1）により県に報告する。

これ以降については所定の様式（➡注2））により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。

(1) 報告事項
① 避難の経過 ・危険事態、異常事態の発生状況 ・措置事項 ② 避難の完了 ・避難場所名 ・避難人数・要救護人数 ・救護、保護に必要な措置等 以下は、それぞれの措置を実施するため必要な体制を整備したとき、その他経過に応じて逐次報告する。 ③ 東海地震予知情報の伝達、・避難指示（緊急） ④ 消防、水防その他応急措置 ⑤ 応急の救護を要すると認められるものの救護、保護 ⑥ 施設・設備の整備、点検 ⑦ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持 ⑧ 緊急輸送の確保 ⑨ 食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の体制整備 ⑩ その他災害の発生防止・軽減を図るための措置
(2) 報告時期
① 避難の経過 危険な事態、その他の異常な事態が発生した後、直ちに報告する。 ② 避難の完了 避難の措置が完了した後、速やかに報告する。
(3) その他
ライフライン関係機関は、必要に応じて、別に定める「愛知県ライフライン情報マニュアル」に従い、防災体制の状況を県に報告する。

注1）資料編 第 10　様式「避難・地震防災応急対策の実施状況報告 速報用」
注2）資料編 第 10　様式「避難・地震防災応急対策の実施状況報告」

第４章　住民等のとるべき措置

■警戒宣言が発せられた場合、住民等は、それぞれの家庭、職場において、人命の安全対策を第一として、混乱の防止に留意しつつ、個人又は共同で、地震被害を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。

■東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報が発表された場合においては、今後の情報に注意する。

１．家庭においてとるべき措置

① テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむように努める。また、市役所や消防署、警察署等からの情報に注意する。

② 火の使用を自粛する。

③ 灯油等危険物やＬＰガス等の安全措置をとる。

④ 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うとともに、風呂桶等に貯水しておく。

⑤ 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品、着替え等の非常持出品及び救助用具の用意を確認する。

⑥ 身軽で安全な服装（長袖、長ズボン等）に着替え、底の厚い靴も用意する。

⑦ 避難に関する対応等

・がけ崩れにより大被害が予想される避難対象地区内の居住者等にあっては、指定された避難場所へ速やかに避難する。

・避難対象地区以外の居住者等は、耐震性が確保された自宅や庭、自宅付近の公園広場、空き地等での待機等安全な場所で行動する。

・屋外での避難・待機等に備え、各家庭で防寒具、雨具等を準備するものとする。

・家にいる人で家庭の緊急防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて取りかかる。

・身の安全な場所を確保し、家具などの転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認する。

⑧ 万一のときの脱出口を確保するとともに、災害が大きい場合に備えて避難場所や避難経路等を確認し、家族全員が知っておく。

⑨ 地域の自主防災組織の情報収集伝達体制について確認する。

⑩ 自動車や電話の使用は自粛する。

２．職場においてとるべき措置

① 正確な情報をつかむとともに、その情報を職場にいる者全員に迅速に伝達する。
② 防火管理者などを中心に、職場で緊急防災会議を開き、分担に従い、できるかぎりの措置をとる。また、職場の条件と状況に応じた安全な場所で待機し、ロッカーなどの転倒防止やガラスの飛散防止措置を確認する。
③ 火の使用は自粛する。
④ 重要書類等の非常持出品を確認する。
⑤ 消防計画や予防規程などに基づき、危険物の保安に注意し、危険箇所を点検する。
⑥ 職場の自衛消防組織の出動体制を整備する。
⑦ 不特定かつ多数の者が出入する施設等では、入場者の安全確保に配慮する。
⑧ 近くの職場同士で協力し合う。
⑨ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛する。また、危険物積載車両等の運行は自粛する。

第５章　自主防災組織の活動

自主防災組織は、「自分たちの安全は自分たちで守る」という共助の理念をもち、市等の防災関係機関と緊密な連携をとりつつ、地域における安全を確保するため、次の措置をとる。

(1) 自主防災本部の設営
東海地震注意情報発令時等において、自主防災組織の活動拠点として、あらかじめ定めた避難施設等に本部を設営する。
(2) 情報の収集・伝達
① 報道機関等から地震予知情報等を入手する。 ② 市及び防災関係機関からの情報が、正確に家庭に伝達されているか、確認に努める。 ③ 必要に応じて応急対策の実施状況を、市地震災害警戒本部等に報告する。
(3) 初期消火の準備
消火器等の初期消火資機材の点検と準備態勢をとる。
(4) 防災用資機材の配備、活用
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
(5) 家庭内対策の徹底
家具の転倒防止、落下物の除去、出火防止、食料及び飲料水等の備蓄等の徹底を連絡網等を通じて呼びかける。
(6) 避難等の支援
高齢者等の避難行動要支援者の避難等において、必要な場合は支援する。

第６章　発災に備えた直前対策

■市及びその他の防災関係機関は、地震発生後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、警戒宣言が発せられた場合には、主要食糧や毛布等の生活必需品、応急復旧用資機材等の必要物資を調達するための手配や手続き、災害応急対策に係る措置を実施する人員の事前配備を行うものとする。

■警戒宣言が発せられた場合、地震被害の軽減を図るため、市をはじめとする防災関係機関及び住民等は一体となって冷静かつ迅速に、発災に備えた直前対策を実施するものとする。なお、東海地震注意情報が発表された場合、これらの準備的な対応を実施する。

第１節　避難等対策

市は、建物の倒壊、火災、がけ崩れ等による被害を防止するため避難が必要となる住民等に対し、迅速かつ的確な避難活動を行うため可能なかぎりの措置をとり、住民等の生命、身体の安全確保を図る。

避難（帰宅）行動による混乱防止に努めるとともに、児童生徒等の安全確保措置を講じるものとする。

１．事前対策

① 市は、あらかじめ警戒宣言発令時の避難勧告・避難指示（緊急）等の対象地区を定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項（服装、携帯品等）を関係住民に対し周知するものとする。

② 市は、あらかじめ地区単位や自主防災組織単位で避難行動要支援者の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。

③ 外国人に対する情報伝達においては、多言語ややさしい日本語、ピクトグラム（案内用図記号）による伝達が出来るように配慮する。

２．避難勧告・避難指示（緊急）

① 避難の勧告・避難指示（緊急）

市長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、避難の勧告、又は指示を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。

② 避難勧告・避難指示（緊急）の伝達方法

市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、広報車等により避難勧告・避難指示（緊急）の伝達を行う。

３．警戒区域の設定

市長は、住民等の生命、身体を保護するため必要がある場合は、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定を行い、住民等の退去又は立入禁止の措置をとる。

４．避難の方法

① 地域住民の避難

ア 避難場所へは、原則として徒歩によるものとするが、高齢者等の避難行動要支援者による避難等の際には、必要に応じ車両の使用も考慮する。

イ 高齢者等の避難行動要支援者の避難については、自主防災組織等により避難時における介護の必要性等の把握に努めるとともに、必要な支援を行う。

ウ 自主判断により避難の必要がある場合は、建物から建物高さのおおむね1.5倍以上離れた空地に避難するものとする。

エ 避難場所は、原則として屋外とする。ただし、高齢者、障害者、疾病者、乳幼児等要配慮者の保護のため、安全性を勘案の上、必要に応じて屋内における避難を考慮する。

オ 戸外へ避難する場合は、ガスの元栓を締めるなどして出火防止の万全な措置を行うとともに、避難に必要な用具、食料、生活必需品等をできる限り各自で持参するものとする。

② 施設等利用者の避難

当該施設等の地震防災応急計画により、適切な避難措置をとるものとする。

③ 出張者及び旅行者等の避難

関係事業者と連携しつつ、避難誘導等について適切に対応する。特に、帰宅困難者、滞留旅客の避難対策については、事前に鉄道事業者と十分調整しておくものとする。

５．避難状況の報告

市長は、必要があるときは区長や自主防災組織の責任者等に対し、避難状況の報告を求めることができる。

① 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況
② 上記事態に対し、応急的にとられた措置
③ 市地震災害警戒本部に対する要請事項

６．避難の解除

災害が発生せず、警戒宣言が解除された場合は、速やかに避難を解除し、避難者は安全確認ののち、避難場所の清掃等を行い現状復帰する。

第２節　教育機関等対策

(1) 学校における措置
① 児童生徒等の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、原則として次のとおり取扱うものとする。 ア 児童生徒等が在校中の場合には、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに下校させる。 イ 児童生徒等が登下校中の場合には、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。 ウ 児童生徒等が在宅中の場合には、休校として、児童生徒等は登校させない。
② 学校等においては、上記の原則をふまえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等の意見を聞いた上で、実態に即して具体的な対応の方法を定めておく。
③ 東海地震注意情報が発表された段階からの対応の方法については、あらかじめ児童生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知しておく。
④ 広域から学生、教職員等が集まる大学等においても、東海地震注意情報が発表された段階から、安全な場所での待機や帰宅を促すなどの状況に応じた対策を講じるよう事前に調整を図る。
⑤ 施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとる。
(2) 保育園及び児童クラブにおける措置
① 児童の安全を確保するため、東海地震注意情報が発表された場合、保育・指導を取りやめ、児童を安全な場所に待機させ、保護者の迎えを待つものとする。 ② 東海地震注意情報が発表された場合の対応方法については、あらかじめ児童及び保護者、その他関係者に周知しておく。 ③ 施設設備について、日頃から安全点検を行い、災害の発生を防止するため必要な措置をとるものとする。

第３節　消防、浸水等対策

市及び尾三消防組合は、警戒宣言が発せられた場合、消防計画及び愛知県水防計画に基づいて、次の事項を重点として推進する。東海地震注意情報が発表された段階から、資機材の点検・整備等準備行動を行うとともに、発災後の迅速な消火、救急救助活動を確保するため、準備等の必要な体制をとるものとする。

① 防災行政無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
② 火災、浸水等の防除のため現有消防力を有機的に運用し効果的な警戒を図る。
③ 火災の発生の防止、初期消火活動について住民等への広報を行う。
④ 事業所等に対し地震防災応急計画の実施を指導する。
⑤ 迅速な救急救助のための体制を確保する。
⑥ 浸水対策用資機材の点検、整備を実施するとともに、監視、警戒を強め、ため池等の管理者への連絡通報を実施する。
⑦ 自主防災組織、自衛消防組織等の消防防災活動に対する指導を実施する。

第４節　生活必需品の確保

主要食糧や医薬品等の生活必需品は次の要領で確保するものとし、市内で確保できない場合は、県及び周辺市町等に対し協定等に基づいて援助を要請する。

① 主要食糧
米穀、パン、副食品等は、市内において当面の必要量を確保する体制をとるものとし、流通機関等に対策を要請する。
② 生活必需品
被服、寝具をはじめとする生活必需品は、市内で確保することを原則とする。
③ 医薬品等
発災に備えた医薬品その他の衛生材料については、市において調達を図るものとする。

また、警戒宣言発令時等の状況においては、次の対策をとることにより、生活必需品を確保するものとする。

(1) 市の対策
① 食料等の生活必需品の売り惜しみ、買い占め、及び物価高騰が生じないよう、関係する生産団体、流通団体等に対して、安定供給するよう要請する。 ② 市内における生活必需品を扱うコンビニエンスストア等小規模小売店に対して、警戒宣言発令時にも極力営業するよう関係団体を通じて要請する。 ③ 交通機関が不通になった場合、滞留旅行者等に対する食料供給等の援助措置を講じる。 ④ 警戒宣言発令期間が長期化した場合、必要物資の調達を行う。
(2) 住民等の措置
警戒宣言発令時における食料、飲料水、その他生活必需品は、住民等各自で調達、確保するものとし、平常時よりその備蓄（１週間分程度）に努める。 ① 飲料水（１人１日３㍑）及び生活用水を可能な範囲で貯水する。 ② 食料、医薬品その他必要な物資を調達しておく。 ③ ごみ、し尿の自家処理に必要な器具等の準備をする。

第５節　飲料水、ライフライン対策

警戒宣言が発せられた場合における飲料水、電気及びガスの供給並びに水道、通信関係の対策を図るとともに、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関は必要な措置をとるものとする。

１．飲料水

愛知中部水道企業団は、飲料水を円滑に供給するため次の措置を講じる。

① 東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における給水確保のため、給水用資機材、水道施設の応急復旧用の資機材及び人員の配備等を実施する。また、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、水道工事業者と連携して発災時の緊急体制を整える。

➡注

② 警戒宣言が発せられた場合、震災に備えた緊急貯水を住民等に呼びかけるとともに、次の措置を講ずるものとする。

ア 住民等の飲料水等の緊急貯水によって水量不足を生じないよう、給水施設等の配水操作に十分留意する。

イ 需要水量を確保するため、自己水源を最大限に活用した送水に努めるものとする。

③ 県に対して最大限の給水量を確保できるように要請する。

注）資料編 第９ 協定書・覚書 12-7「水道災害相互応援に関する覚書」

２．電気

中部電力株式会社は、電力を円滑に供給するため次の措置を講じる。

① 資機材の確保

東海地震注意情報が発表された場合、社内に地震警戒体制を発令し、地震災害警戒本部等を設置し、次の措置を講ずる。

ア 車両等を整備・確保して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

イ あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

② 電力施設の予防措置

東海地震注意情報又は警戒宣言に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講ずる。

ア 特別巡視、特別点検

給電制御所、変電所等において、構内特別巡視、非常電源設備の点検、燃料・冷却水等の補充、消火設備の点検

等を実施する。

イ 応急安全措置

仕掛り工事及び作業中の電力施設は、状況に応じて、設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

③ 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関及びホームページを通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

３．ガス

東邦瓦斯株式会社及びその他のガス事業会社（ＬＰガス（プロパンガス）供給事業者）は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部等を設置する。

車両等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、備蓄資機材の数量確認及び緊急確保に努める。さらに、あらかじめ定めた連絡ルートにより、対策要員の確保に努める。

(1)　都市ガス

東邦瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため次の措置を講じる。

① 供給の継続

警戒宣言が発せられた場合も、ガスの供給を継続する。

② 防災設備の点検等

ア 緊急でない工事、作業その他の一般業務は、工事中、作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

イ 防災上必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い、巡視・点検を行う。

③ 安全広報

ガス利用者に対し、広報車等により、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、及

び地震発生時におけるガス栓の即時閉止等を要請する。また、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、ガスの具体的な安全措置に関する広報を行う。

(2) ＬＰガス（プロパンガス）

一般社団法人愛知県ＬＰガス協会は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、ＬＰガスの具体的な安全措置に関する広報を行う。

４．下水道

下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

５．通信

(1) 東海地震注意情報発令時の資機材の確保

西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。

(2) 警戒宣言発令時の対応

西日本電信電話株式会社は、警戒宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となる事態が予測されることから、地震防災応急対策実施上の重要通信を確保するため、次の措置を行う。また、他の通信会社は、これに準じた措置をとるものとする。

① 地震防災応急対策等に関する広報

東海地震注意情報もしくは警戒宣言が発せられた場合、利用者の利便に関する次の事項について、支店前掲示板、テレビ、ラジオ放送等通じて情報提供及び必要な広報を行う。

ア 通信の疎通状況並びに利用制限等の措置状況
イ 電報の受付、配達状況
ウ 加入電話等の開通、移転等の工事、障害修理等の実施状況
エ 西日本電信電話株式会社名古屋支店における業務実施状況
オ 災害用伝言ダイヤルの利用方法
カ その他必要とする事項

② 通信の利用制限等の措置

災害等により通話が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため、契約約款の定めるところにより、通話の利用制限等の措置をとるものとする。

③ 災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板等の運用（西日本電信電話株式会社）

東海地震注意情報等発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。なお、必要に応じてこれらの措置を東海地震注意情報等発令前

からも実施する。

④ 建物、施設等の巡視と点検

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、建物及び重要通信施設を巡視し、必要な点検を実施する。

⑤ 工事中の施設に対する安全措置

東海地震注意情報、又は警戒宣言が発せられた場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中断するものとする。中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要により補強及び落下、転倒防止等の安全措置を講ずるものとする。なお、この場合、付近住民及び作業員の安全に十分配意する。

第６節　金融機関、郵便事業の対策

警戒宣言が発せられた場合、銀行、郵便事業の窓口業務等は、次のように措置される。また、農業協同組合系の金融機関に対しても、同様の措置がとられるよう要請する。

(1) 民間金融機関の措置
① 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合 ・営業所等の窓口における営業は普通預金（総合口座含む。以下同じ。）の払戻業務以外の業務は停止する。その後、店頭の顧客の輻輳状況等を的確に把握し、混乱のないよう窓口の普通預金の払戻業務も停止する。併せて、窓口営業を停止した旨を取引者に周知徹底する。 ・上記の場合でも、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等による預金の払戻を続けるなど、住民等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。 ② 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合 ・発災後の金融業務を円滑に行うため、窓口営業の開始又は再開は行わない。 ・上記の場合でも、顧客や従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等による預金の払戻を続けるなど、住民等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講ずる。 ③ 警戒宣言が解除された場合 ・速やかに平常の営業を行う。
(2) 日本郵便株式会社の措置
・警戒宣言が発せられた時点から支店における業務の取扱いを停止する。 ・窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を局前等に掲示する。 ・屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに郵便局に戻るものとする。

第７節　交通対策

警戒宣言が発せられた場合、車両の使用は原則控えることとするが、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑する可能性があるため、県公安委員会及び道路管理者は、相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図るものとする。

１．道路交通

(1) 運転者のとるべき措置の周知
① 避難のために車両を原則として使用しないこととする。 ② 走行中に警戒宣言が発せられた場合、次により行動する。 ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報及び交通情報を聞き、その情報に応じて行動する。 イ 車両を置いて避難するときは、できるかぎり道路外の場所に駐車する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーはつけたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策・災害応急対策活動の妨げとならないようにする。 ウ 車両を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき、避難のために車両を使用しないようにする。
(2) 道路交通規制の基本方針
・一般道については、走行を極力抑制する。 ・避難路、緊急輸送道路については、優先的にその機能の確保を図る。
(3) 交通規制の内容
警戒宣言が発せられた場合は、県公安委員会は道路管理者及び関係機関と連携し、大規模地震対策特別措置法及び道路交通法の定めるところにより、地震防災応急対策に従事する者又は必要物資の緊急輸送、その他地震防災応急対策に係る措置を実施するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

(4) 交通規制の方法
警戒宣言発令時の交通規制は、大規模地震対策特別措置法第 24 条並びに道路交通法第５条及び第６条により行うこととし、大規模地震対策特別措置法による場合は、同法施行令第 11 条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者への通知を行うものとする。
(5) 交通規制を行う地域、路線及び区間における車両等の措置
・通行の禁止又は制限を行った路線上の車両については、直ちにこれを同路線以外の道路へ誘導撤去させるとともに、その走行を極力抑制する。 ・通行の禁止又は制限を行った路線上の駐車車両については、直ちに移動の広報、指導を行い、状況により必要な措置を講ずる。
(6) 滞留車両の措置
市内にある車両に対しては、通行の禁止又は制限された路線以外の路線についても、現場広報及び指導により走行を極力抑制し、交通規制により車両が長時間滞留することとなった場合は、関係機関と協力して必要な措置を講じる。

２．公共交通

(1) 名古屋鉄道株式会社	
東海地震注意情報発表時	① 列車の運行 ア 東海地震注意情報を受領した時点では、平常通り運行する。 イ 情報の受領時期にもよるが、基本的には旅客ができるだけ早く帰宅できるように、状況に応じて輸送力を増強する。 ② 旅客への対応 ア 旅客に対して、警戒宣言が発せられた場合には列車の運転を中止する旨を伝え、速やかな帰宅を促す案内、場合によっては安全な場所への待避の案内を実施する。 イ 地震が発生した場合には地下駅や橋上駅は危険である旨を知らせる。 ウ 東海地震注意情報の内容を旅客に説明し、旅客の誘導を行うとともに、必要に応じ警察官等の増備を依頼する。
警戒宣言発令時	① 列車の運行 ・市内の列車は、最寄りの駅に停車し、旅客を安全な場所に案内する。 ② 旅客への対応 ア 東海地震に関連する情報及び列車の運行情報等を、駅又は車内での案内放送、急告板の掲出等により、旅客に案内する。 イ 市内の駅構内及び列車内の旅客に対しては、最寄りの避難場所等へ避難するよう案内する。
(2) 名古屋市営地下鉄	
東海地震注意情報発表時	・平常通り運行し、利用者の状況により輸送力の確保を図る。 ・利用者への案内及び広報を行う。
警戒宣言発令時	・全ての列車は最寄りの駅に停車し、以後、運行を中止する。 ・駅構内において、利用者に最寄りの避難場所を案内する。
(3) 路線バス事業者	
路線バス事業者は、市内の巡回バス「くるりんばす」を含め、次の措置をとるものとする。 ①運行路線において、がけ崩れが想定されるなどの危険箇所、避難場所についてあらかじめ調査し、従業員に周知徹底する。 ②東海地震注意情報が発表された場合または警戒宣言発令時における情報の収集・伝達経路についてあらかじめ定めておく。特に、運行車両の乗務員は、無線、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努める。 ③東海地震注意情報が発表された場合、乗客に対して「警戒宣言が発せられたときには車両の運行を中止する」ことを伝え、速やかな帰宅などを促す。 ④警戒宣言発令の情報を入手した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難場所を知らせるものとする。 ⑤上記に従い、旅客を降ろした後、車両を所属営業所又は最寄りの営業所まで回送する。ただし、緊急の場合は安全な場所に退避する。 ⑥滞留旅客に対して、警戒宣言の内容、最寄りの避難場所等及び運行中止の措置をとった旨を掲示物、放送等により広報する。	

第８節　病院、診療所

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、応急的な医療救護活動に備え、その実施準備を進める。また、発災後速やかに感染症まん延の防止など防疫活動が行えるよう、必要な配備体制をとる。

病院、診療所は、東海地震注意情報発表後、院内放送等により、医師等の職員、入院患者及び外来患者等に対し情報を伝達するとともに、被害の発生防止、医療機能の維持に努める。

市内の病院、診療所については、警戒宣言が発せられたときの外来診療を原則として中止するものとするが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、地域の医療を確保するため、診療を継続することができるものとする。

第９節　百貨店等

警戒宣言が発せられた場合、市内の百貨店等は、原則として営業を中止するが、耐震性を有するなど安全性が確保されている場合は、食料品及び日用雑貨等の生活必需品に対する地域の需要に応えるため、営業を継続できるものとする。

第１０節　緊急輸送

市は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後における緊急輸送道路を確保するため、応急復旧用の資機材の確保、人員の確保等の措置を講ずる。

緊急輸送は、市及び関係機関が保有する車両等の輸送力により、必要最小限の範囲で実施するものとし、実施にあたって輸送手段の競合が生じないよう、緊急輸送関係機関及び実施機関は、あらかじめ相互の連携協力体制を整備するものとする。

警戒宣言発令後の緊急輸送実施にあたり、具体的に調整が必要な場合は、市及び県において調整するものとする。

１．緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合において、発災に備え、その応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資の輸送範囲は、おおむね次のとおりとする。

① 応急対策作業に従事する者
② 医療、通信、調査等で応急対策に必要とされる者
③ 食料、飲料水、その他生活必需品
④ 医薬品、衛生材料等
⑤ 救援物資等
⑥ 応急対策用資機材
⑦ その他必要な人員及び資機材

２．緊急輸送用車両等の確保

市及び関係機関は、地震防災応急対策のための緊急輸送あるいは発災後の緊急輸送等に備えて、緊急輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。また、確保すべき緊急輸送用車両の車両数、確保先との連絡手段を定めておく。

① 市及び関係機関車両の活用
② 民間車両の借り上げ

３．緊急輸送車両の事前届出及び確認

(1) 緊急輸送車両の事前届出

緊急輸送を行う計画のある車両を保有する機関にあっては、緊急輸送車両であることの確認を迅速、円滑に受けるため、県公安委員会が定めるところにより、県公安委員会（県警察本部）へ事前届出を行うこととする。

(2) 緊急輸送車両の確認

県公安委員会が大規模地震対策特別措置法第 24 条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条の規定により緊急輸送車両の確認を行う。

① 緊急輸送車両の確認届出

緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。　➡注

② 緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

県又は県公安委員会は、緊急輸送車両であると確認したときは、「緊急輸送車両確認証明書」を標章とともに申請者に交付する。

４．緊急輸送車両確認の効力

大規模地震対策特別措置法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に地震が発生した場合は、災害対策基本法施行令第 33 条第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項による確認を受けなくても、緊急輸送を続けることができるものとする。

注）資料編 第７ その他 ５「緊急通行車両等届出書・確認証明書・標章」

第１１節　廃棄物処理及び清掃活動

市及び尾三衛生組合は、発災後のごみ処理に備え、施設の点検を行うとともに資機材及び人員の確保を図る。

市及び日東衛生組合は、発災後のし尿処理に備え、施設の点検を行うとともに資機材及び人員の確保を図る。また、市は、家屋倒壊、断水等によりトイレが使用不可能となる場合に備えて、仮設トイレを設置できるよう資機材及び人員の確保を図る。

第１２節　警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策

警戒宣言が発せられ、交通機関が運行停止等の措置をとった場合、通勤・通学者等には帰宅が困難になる者が相当数生じることが見込まれることから、帰宅困難者、滞留旅客の保護のため、避難所等の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

① 大学、事業所等は、学生、従業者、顧客等に対し、東海地震注意情報が発表された段階から、正確な情報を提供することとし、警戒宣言発令時には交通機関が運行停止する旨の情報を提供して事前の帰宅困難者発生抑制に努める。
② 交通機関の運行停止により帰宅が困難になった人に対しては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」原則を維持しつつ、状況に応じて徒歩による帰宅を促す。
③ 徒歩等による帰宅が困難となった場合は、耐震化された施設内の安全な場所に避難するか、安全な避難場所等に誘導する。

第７章　市等が管理又は運営する施設に関する対策

第１節　市が管理又は運営する施設に関する対策

市は、警戒宣言が発せられた場合、自ら管理する道路、河川、池、不特定多数の者が出入りする施設等における地震発生に備えた対策を速やかに実施するものとする。

東海地震注意情報が発表された場合は、これらの対策の準備的な対応を実施する。

１．道路

① 道路情報板等を活用し、東海地震に関する情報等及び運転者のとるべき措置等を道路利用者に伝達する。
② 巡視等を実施して、交通状況、工事中箇所、通行止め箇所を把握する。
③ 必要な安全対策を講じた上で、原則として工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。

２．河川、池等

① 市は、直ちに河川、池等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、工事中にあっては工事の中断等の措置を講ずるものとする。
② 応急復旧用資機材の保有状況や人員の配置について確認する。

３．不特定かつ多数の者が出入する施設（公共施設等）

(1) 一般的事項
市が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等における管理上の措置は、おおむね次のとおりとする。 ① 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合 →庁舎への来訪者、施設の利用者に対し、情報等の的確な伝達に努める。 ② 東海地震注意情報が発表された場合 →東海地震注意情報が発表されたこと、及び今後警戒宣言が発令された場合には交通機関が運行停止されることを、来訪者等に的確に伝達するとともに、原則として庁舎等からの退避を促すよう努める。 ③ 警戒宣言が発令された場合（東海地震注意情報等が発表されることなく、突発的に警戒宣言が発せられた場合を含む） →警戒宣言が発令されたことを来訪者等に的確に伝達するとともに、安全確保のため、庁舎、施設等から退避するよう誘導し、原則として窓口業務を停止する。
(2) その他の措置
① 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止、薬品の転倒落下防止等危険物資による危害の予防措置 ② 出火防止措置 ③ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水 ④ 消防用施設等の点検、整備と事前配備 ⑤ 非常用発電装置の準備、コンピューターシステム等の保全措置 なお、緊急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は、次に掲げる措置をとる。 ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保 イ 無線通信機等による通信手段の確保

第２節　県が管理又は運営する施設に関する対策

市地域防災計画が定める緊急避難場所、避難所又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、市が行う避難所又は応急救護所の開放・開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

付録

気象庁は、国の中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 29 年 9 月 26 日）を受け、新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を平成 29 年 11 月 1 日より開始した。「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う本市の対応については暫定的に以下（＜本県の対応＞）のとおりとしている。

また、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 30 年 12 月 25 日）に基づき内閣府及び消防庁から「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第１版）」（以下「ガイドライン」）が公表された（平成 31 年 3 月 29 日）。

国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の修正を踏まえ、ガイドラインを参考に日進市地域防災計画を見直すこととする。

＜本市の対応＞

項目	対応
情報の収集及び伝達	適宜必要な情報の収集に努め、住民及び関係機関へ必要な情報を伝達する。
住民への呼びかけ	住民に対して、日頃からの備え（家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄等）の再確認を呼びかける。
庁内会議の開催	必要に応じて、情報共有を目的とする庁内会議を開催する。
施設の点検	市の所管する施設のうち、防災上重要な施設や市民が利用する施設を必要に応じて点検し、地震発生後の災害応急対策の確認等を行う。
非常配備態勢	気象庁から発表される情報の内容及び政府の対応状況等を踏まえ、災害対策本部の設置等必要な体制を執る。

＜参考 南海トラフ地震に関連する情報について＞

１ 経緯

○ 気象庁は、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の報告（平成 30 年 12 月 25 日）を踏まえて、南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について発表する情報の名称を、以下のとおり決定した（平成 31 年 3 月 29 日）。

２ 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件（令和元年 5 月 31 日より提供開始）

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報※	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう防災対応等を示すキーワード（「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」）を付記して発表される。

＜参考 ガイドライン概要＞

1 防災対応の基本的な考え方

○ 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方が重要である

○ 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である

2 大規模地震の発生可能性が高まったと判断できるケースの防災対応の考え方

	半割れ/被害甚大ケース （大規模地震M8.0 以上）	一部割れ/被害限定ケース （前震可能性地震M7.0以上M8.0未満）	ゆっくりすべり/被害なしケース
特性	・南海トラフ沿いにおける「半割れケース」を含む大規模地震の発生頻度は100～150 年程度に一度 ・南海トラフ沿いの大規模地震のうち直近2事例は、それぞれ約2年、約32時間の時間差をもって連続して M8 以上の地震が発生 ・世界の事例では、M8.0以上の地震発生後1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1 回程度	・南海トラフ沿いにおける発生頻度は15 年程度に1 度 ・南海トラフ沿いにおける「一部割れケース」に相当する地震の直近7事例では、その後大規模地震が発生した事例はない ・世界の事例では、M7.0以上の地震発生後 1 週間以内に M8 クラスの地震が発生する頻度は数百回に1 回程度	・南海トラフでは前例のない事例 ・現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はない
社会の状況	・被災地域では、応急対策活動を実施 ・被災地域以外では、大きな被害は発生しないものの、沿岸地域では大津波警報・津波警報が発表され、住民は避難	・震源付近の地域では大きな揺れを感じるとともに、一部の沿岸地域では避難 ・「半割れケース」と比較して、大きな被害は発生しない	・南海トラフでは前例のない事例として学術的に注目され、社会的にも関心を集めている
住民の対応	沿岸域等の避難を前提とした防災対応を実施 ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性がある地域の要配慮者は避難し、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・それ以外の地域の住民は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる	地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 ・日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	地震への備えの再確認等を中心とした防災対応を実施 ・日頃からの地震の備えを再確認する等警戒レベルを上げる
企業の対応	・不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施 ・大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施 ・それ以外の企業についても、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げる ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨	・日頃からの地震への備えを再確認する等 ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り推奨	・日頃からの地震への備えを再確認する等 ※トータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を可能な限り実施
最も警戒する期間	・1 週間を基本 ・その後、「一部割れケース」の防災対応を1週間取ることを基本	・1 週間を基本	・すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで